

大学番号 38

平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成21年6月

国立大学法人
上越教育大学

○ 大学の概要

(1) 現況

① 大学名

国立大学法人 上越教育大学

② 所在地

新潟県上越市山屋敷町1番地 (本部、附属幼稚園)

新潟県上越市西城町1丁目7番1号 (附属小学校)

新潟県上越市西城町1丁目7番2号 (学校教育実践研究センター)

新潟県上越市本城町6番2号 (附属中学校)

新潟県妙高市大字赤倉字広157-3 (赤倉野外活動施設)

③ 役員の状況

学長名 渡 邊 隆 (平成16年4月1日～平成21年3月31日)

理事数 3人

監事数 2人

④ 学部等の構成

学校教育学部

大学院学校教育研究科

附属幼稚園

附属小学校

附属中学校

⑤ 学生数及び教職員数

	※ () は留学生数で内数
学生数 (学校教育学部)	684人 (0人)
学生数 (大学院学校教育研究科)	650人 (25人)
園児数	64人
児童数	444人
生徒数	358人
教員数	198人
職員数	99人

(2) 大学の基本的な目標等

【中期目標の前文】

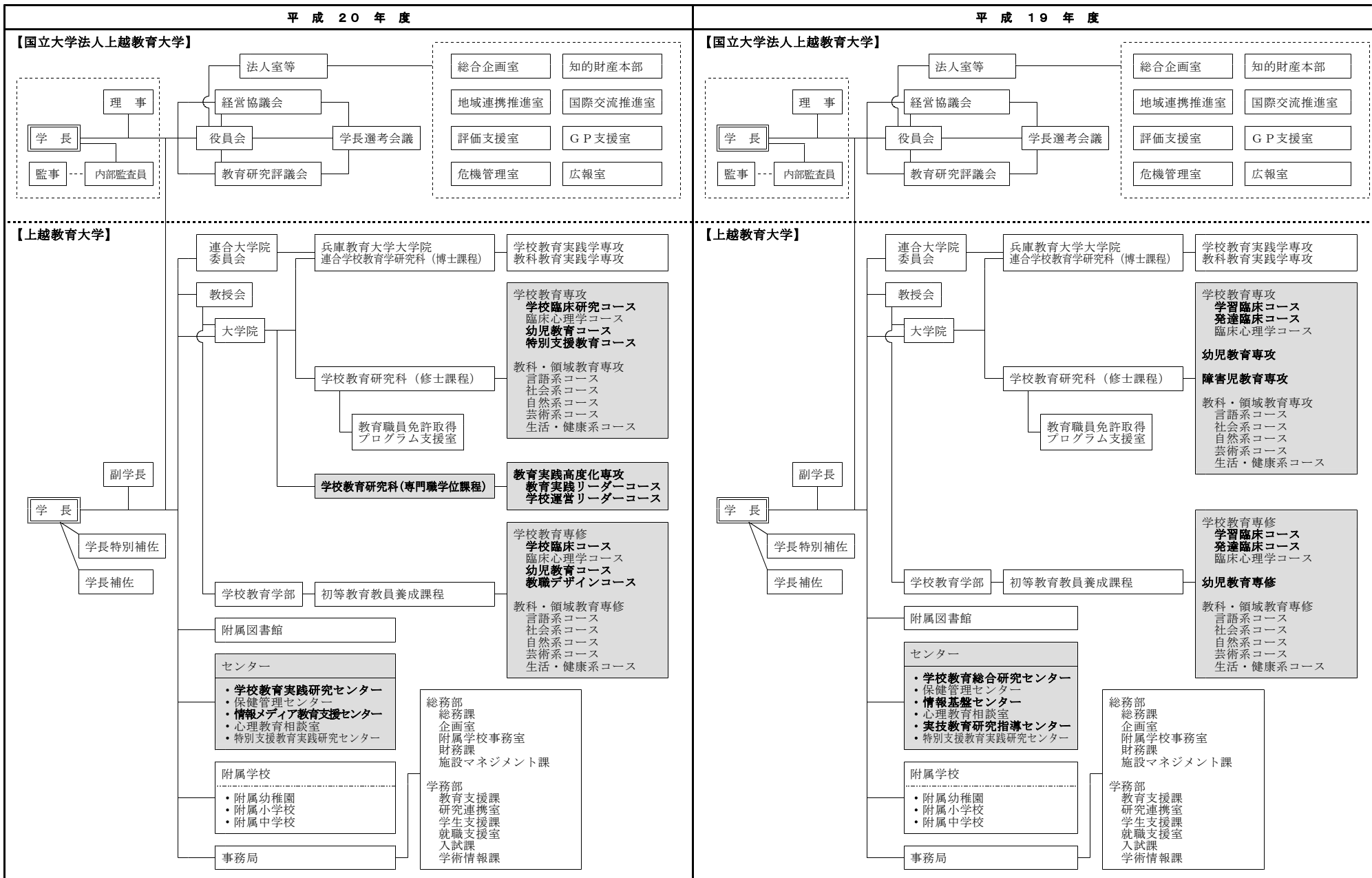
上越教育大学は、優れた実践力を備えた教員を養成するとともに、現職教員の研修を通じてその資質向上を図ることを使命とする大学である。

このため、知の世紀における学校教育の役割と個々の人間理解を重視するとともに、教育という総体の中で「今、学校に必要なもの」を創造的に生み出す教育に関する臨床研究を、『学校』、『教師－教育内容・教育方法－子ども』、『学び』という教育現場の実際を踏まえてダイナミックに推進し、その成果に基づいて、教育・研究指導の充実・改善に積極的に取り組む。

目標とするのは、学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関として、オンリーワンの特色をもつ大学であり、現職教員を含めた本学の持つ知的、人的、物的資源を最大限に活用しつつ、小学校・中学校・高等学校等の学校現場、他大学、他機関、地域との連携協力を進めながら、使命を果たしていく。

国立大学法人上越教育大学 新旧機構図

網掛け部分は変更のあった組織等



○ 全体的な状況

1 平成20事業年度の業務の実施状況

本学は、主として現職教員に研究・研鑽の機会を提供する大学院と、初等教育教員の養成を行う学部を備えた、学校教育に関する高度で理論的・実践的な教育研究を推進することを目指す教員に開かれた大学であり、その目的を達成するための中期目標・中期計画に基づき、鋭意努力しているところである。第1期中期目標期間の5年目となる平成20年度については、これまでの4年間の進捗状況を踏まえ、中期目標の達成も視野に入れた業務運営に努めた結果、全体的にみて年度当初に計画した事項は、十分に実施できていると判断しているところである。

なお、学長のリーダーシップの下、国民や社会の期待に応えるため、以下の事項について重点的な取組を行ってきた。

○ 重点的取組

(1) 専門職学位課程（教職大学院）の設置

① 構成

教育実践高度化専攻として、その下に「教育実践リーダーコース」及び「学校運営リーダーコース」の2つのコースを配置

② 定員の充足

平成20年度学生募集については、平成19年12月の設置認可後から行うこととされていたため、十分な広報活動を行うことができなかったことなどにより、欠員を生じることとなったが、平成21年度学生募集に当たっては、都道府県教育委員会への訪問・招聘による説明、大学院進学希望者に対する説明会の実施など広報活動等の充実に努めた結果、入学定員50人に対して51人が入学し、入学定員を満たすことができた。

③ 教職大学院棟の整備

教職大学院の教育環境の更なる充実のため、講義棟南側に、演習室9室を備えた「教職大学院棟（約776㎡）」を整備した。

(2) 次期学長の選考

学長 渡邊隆の任期が平成21年3月31日に満了することに伴い、学内の意向聴取を実施の上、学長選考会議において、若井彌一教授を次期学長候補者として選考した。

なお、新体制においては、これまで副学長兼務としていた理事職を専任にするとともに、副学長については、3人の体制（兼務1人を含む。）から4人へ増員し、法人及び大学の運営に関する学長の補佐体制を強化することとした。

(3) 創立30周年記念事業の実施

本学創立30周年を記念して「上越教育大学創立30周年記念式典」を挙げるるとともに、関連事業等として、主に以下の取組を実施した。

① 「上越教育大学三十周年記念誌」の発行

② 優れた教育・研究の振興に貢献する教育賞の創設

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育所等の教育の現場における特色ある実践研究及び先進的取組を讃え、更なる発展に向け積極的に支援することを目的として「辰野千壽教育賞」を創設・募集し、応募者23人の中から、最優秀賞2人、優秀賞2人を選考した。

③ 本学独自の奨学金制度の創設

経済的理由により修学が困難でかつ成績が優秀な者に対する奨学金として「上越教育大学くびきの奨学金」を創設し、授業料免除申請者で授業料免除を許可されなかった者から選考することとした。

④ 春日山城跡の整備と活用の検討（上越市教育委員会との共同事業）

(4) 新潟サテライトの開設

本学学生・教職員・同窓会会員等が教育・研究・交流等を行う施設として、新潟市内に「新潟サテライト」を開設した。

2 各項目別の状況

○ 業務運営の改善及び効率化

(1) 新たな教育研究組織の編成

これまでの教育研究組織である「部」及び「講座」を廃止し、教員組織の「学系」と、教育組織の「専攻・コース」を置き、学系から教育組織に向く体制へ移行した。

(2) 近隣大学等との連携・協力

教員免許状更新講習の実施に向けて、本学が幹事校となり、新潟県内の16の国公立大学等を取りまとめ、試行・予備講習を実施した。

(3) 修士課程及び学士課程の見直し

〔修士課程〕

- ・学校教育専攻の「学習臨床コース」及び「発達臨床コース」を見直し、「学校臨床研究コース」を新設
- ・幼児教育専攻及び特別支援教育専攻を廃し、学校教育専攻の「幼児教育コース」と「特別支援教育コース」を新設

〔学士課程〕

- ・教職大学院につながるコースとして、学校教育専修に「教職デザインコース」を新設
- ・学校教育専修の「学習臨床コース」及び「発達臨床コース」を見直し、「学校臨床コース」を新設
- ・幼児教育専修を廃し、学校教育専修の「幼児教育コース」を新設

(4) 教育研究体制等の強化

① 専門職学位課程（教職大学院）のカリキュラムの円滑な実施のため、公立学校退職校長2人を特任教授として配置した。

② 学生支援機能の強化を図るため、これまでの公立学校長経験者による就職相談員等をキャリアコーディネーターとし、人数を2人増員し6人体制とした。

(5) 人件費の削減

総人件費改革の基準となる平成17年度人件費予算相当額から、概ね15.3%の人件費を削減した。

○ 財務内容の改善**(1) 外部資金の獲得のための啓発**

科学研究費補助金不採択者については、継続的な科学研究費申請のため、48人に対して研究費支援を実施した。

(2) 経費の節減に関する取組の実施

- ・教員研究室の空調機の老朽化に伴い、省エネ効果の高い空調設備へ更新
- ・資源ゴミの分別回収と職員による搬出、ゴミ節減の呼びかけ
- ・光熱水量の節減や省エネに関する意識の啓蒙のための呼びかけ
- ・デマンド管理制御装置の活用による電力使用量の抑制
- ・廊下・トイレ等の照明に人感センサーを設置しての節電

(3) 余裕資金の運用

余裕資金の効率的運用を図るため、前年度に引き続き国債を購入した。

○ 自己点検・評価及び情報公開**(1) 自己点検・評価の充実**

専門職学位課程（教職大学院）に係る自己点検・評価項目の検討に関して、教職大学院の試行評価に参加するとともに、本学の専門職学位課程（教職大学院）に係る自己点検・評価項目及び評価基準の原案を作成した。

(2) 機関リポジトリの構築

研究成果等の発信のため、機関リポジトリの構築に向けて、リポジトリ基本ソフトを導入し、『上越教育大学研究紀要』中の656論文を電子化した。

(3) UIの確立に向けた取組

大学憲章について、学内及び経営協議会学外委員から寄せられた意見等を基に検討を重ね、3月に制定・公表した。

○ その他の業務運営に関する重要事項**(1) 施設・設備等の整備**

- ・教職大学院棟の整備
- ・耐震改修…人文棟の改修
- ・学生支援系施設…テニスコート、野球場フェンスなど
- ・防災・防犯対策…非常放送設備の更新、外灯器具の改修など
- ・バリアフリー対策…車いす用エレベーターの設置、自動ドアの設置など
- ・省エネ対策…空調設備の更新、高効率化照明器具への更新など

(2) 安全管理及び事故防止

労働安全衛生法等を踏まえた対策として、主に次のとおり実施した。

- ・平成23年度からの敷地内全面禁煙化の決定及び禁煙指導の推進
- ・衛生管理者養成及び安全衛生に関する講習会への参加
- ・麻疹への対策として、新入生の抗体検査及び予防接種の義務づけ
- ・新型インフルエンザに関する情報提供
- ・学生の薬物乱用に関する注意喚起
- ・ボイラー、エレベーターの定期点検の実施

(3) 安全の確保

学生等の安全確保等に関して、主に次のとおり実施した。

- ・防災訓練及び避難訓練等の実施
- ・緊急救命講習の実施
- ・災害時における救援物資提供に関し、三国コカ・コーラボトリング株式会社と協定を締結
- ・災害時対策用具の追加配備及び上越市指定避難場所として備蓄品の受入れ
- ・衛生管理者等の学内巡視点検の実施
- ・大学構内での自動車交通規制についての周知徹底

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ① 運営体制の改善に関する目標

中期目標 大学の基本的な目標に基づき、大学構成員全員の目標に向けた求心力を高め、利害を持つ大学外の全ての者にアピールする観点から大学の進む方向を戦略的にまとめ、実施する体制を実現する。この方針を全教職員が共有して、学長のリーダーシップの下、単科大学としての特性を十分生かしつつ、教職員一体の効率的・効果的な組織運営、戦略的な学内資源配分を目指す。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p>				
<p>○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策</p> <p>【1】 大学の経営戦略について、情報収集、社会的ニーズの調査・分析、企画立案する組織を学長の下に設置するとともに、学長補佐体制を強化する。</p>	<p>○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【1】 学長経験者を監事として迎え、大学経営機能の強化を図る。</p>	III	国立大学法人学長経験者を監事（業務監査担当）とし、大学運営体制の強化を図った。	
<p>○運営組織の効果的・機動的な運営に関する学部等運営に関する具体的方策</p> <p>【2】 法令に基づく運営組織について、設置趣旨に沿った適切な運用を図る。 大学運営については、学問の自由とそれに由来する大学の自治の趣旨を踏まえつつ、教職員一体の運営を基本とし、単科大学としてのメリットを最大限に生かせるよう、各種委員会の審議事項や構成員の見直しを図り、効果的・機動的な運営を図る。 学長が健全なリーダーシップを発揮できるように、教職員の提案、意見開陳の機会を確保する適切なシステムを構築する。</p>	<p>○運営組織の効果的・機動的な運営に関する学部等運営に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【2】 大学運営体制の見直しを行う。</p>	III	法人組織と大学組織の明確化に向けた見直しを行うための基本方針を決定し、平成21年度から企画立案部門と各種委員会の検証を行うこととした。	

<p>○全学的視点での戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p> <p>【3】 大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を編成理念とし、できるだけ弾力的な組織にして、大学全体で教員人事を行う。 教育・研究指導、地域貢献等を全学的に評価、資金の配分に反映させ、競争的環境の醸成に努める。</p>	<p>○全学的視点での戦略的な学内資源配分に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【3-1】 学生への教育・研究指導及び研究等の機能や目的に応じて、弾力的に対応できる教員組織に移行するとともに、様々な任用形態の教員を配置する。</p> <hr/> <p>【3-2】 評価基準に基づき研究資金配分を実施するとともに、配分システムの検証を行い、改善・充実に努める。</p>	<p>III</p>	<p>新たな教育研究ニーズに弾力的に対応できるよう、これまでの教育研究組織である「部」及び「講座」を廃止し、教員組織としての「学系」と、教育組織としての「専攻・コース」を置き、学系から教育組織に向く体制へ移行した。 学生への教育指導の充実に向けて、公立学校退職校長2人を特任教授として配置した。また、外国人教師を特任講師とするとともに、新潟県教育委員会との人事交流による特任准教授を2人増員し、5人体制にすることとした。</p>	
<p>○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策</p> <p>【4】 法令、経営を含む大学運営の専門家の登用を検討し、教育委員会等との人事交流についても検討する。</p>	<p>○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【4】 学長経験者を監事として迎え、大学経営機能の強化を図る。</p>	<p>III</p>	<p>国立大学法人学長経験者を監事（業務監査担当）とし、大学運営体制の強化を図った。 また、学生支援について、これまでの就職相談員2人、教育職員免許取得プログラム相談員1人、教育職員免許取得プログラムコーディネーター1人の体制から、キャリアコーディネーター6人により教育職員免許取得プログラムに関する相談等も視野に入れた体制とし、機能の強化を図った。</p>	
<p>○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的措置</p> <p>【5】 教員養成、現職教員のパワーアップと、各大学の機能の補完又は充実に資するよう、近隣の教員養成大学・学部との連携協力を進める。</p>	<p>○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的措置として、次のことを行う。</p> <p>【5】 近隣の教員養成大学・学部との連携・協力を努める。</p>	<p>IV</p>	<p>教員免許状更新講習の実施に向けて、教員免許状更新講習コンソーシアム新潟の幹事校として、県内国公立大学等を取りまとめ、新潟県内4地区において、教員免許状更新講習の試行・予備講習を実施した。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>	

- I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標 大学の置かれた状況、社会のニーズを踏まえた大学のビジョンやミッションと、全教職員に共有される大学の進む方向に基づき、学長のリーダーシップの下に、教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しを行う。この際、各教員の多様なアイデアに基づく、多様な教育・研究指導が可能な組織とする。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p>				
<p>○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策</p> <p>【6】 大学の経営戦略について、情報収集、社会的ニーズの調査・分析、企画立案する組織を学長の下に設置するとともに、学長補佐体制を強化し、学長のリーダーシップの下に、柔軟かつ機動的に教育研究組織の編成・見直しができるようなシステムとする。</p>	<p>○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【6】 学生への教育・研究指導及び研究等の機能や目的に応じて、弾力的に対応できる教員組織に移行するとともに、様々な任用形態の教員を配置する。</p>	III	<p>新たな教育研究ニーズに弾力的に対応できるよう、これまでの教育研究組織である「部」及び「講座」を廃止し、教員組織としての「学系」と、教育組織としての「専攻・コース」を置き、学系から教育組織に向く体制へ移行した。</p> <p>学生への教育指導の充実に向けて、公立学校退職校長2人を特任教授として配置した。また、外国人教師を特任講師とするとともに、新潟県教育委員会との人事交流による特任准教授を2人増員し、5人体制にすることとした。</p>	
<p>○教育研究組織の見直しの方向性</p> <p>【7】 学部、研究科、附属学校については、現状を維持する。 大学院の専攻・コース・分野等について、研究指導の内容等に応じ、より適切な教員配置の観点から、平成16年度中に検討を行い、平成17年度以降、必要に応じて内容・名称等の変更や新設を実施する。 現職教員を対象とする大学院については、近隣の大学と連合・連携による設置の可能性についても検討する。 教育に関する臨床研究の推進とその成果を踏まえ、新たな理念に基づく大学院博士課程について可能性等の検討を行</p>	<p>○教育研究組織の見直しの方向性に関し、次のことを行う。</p> <p>【7-1】 専攻・コース・分野等について、必要に応じて内容・名称の変更・新設を実施する。</p>	IV	<p>専門職学位課程（教職大学院）を新設するとともに、修士課程及び学士課程の見直しを行った。</p> <p>〔専門職学位課程〕 ・教育実践高度化専攻として、「教育実践リーダーコース」及び「学校運営リーダーコース」を新設</p> <p>〔修士課程〕 ・学校教育専攻の「学習臨床コース」及び「発達臨床コース」を見直し、「学校臨床研究コース」を新設 ・幼児教育専攻及び特別支援教育専攻を廃し、学校教育専攻の「幼児教育コース」と「特別支援教育コース」を新設</p> <p>〔学士課程〕 ・教職大学院につながるコースとして、学校教育専修の「教職デザインコース」を新設</p>	

<p>う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育専修の「学習臨床コース」及び「発達臨床コース」を見直し、「学校臨床コース」を新設 ・幼児教育専修を廃し、学校教育専修の「幼児教育コース」新設
	<p>【7-2】 近隣の教員養成大学・学部との連携・協力を努める。</p>	<p>IV 教員免許状更新講習の実施に向けて、教員免許状更新講習コンソーシアム新潟の幹事校として、県内国公私立大学等を取りまとめ、新潟県内4地区において、教員免許状更新講習の試行・予備講習を実施した。 信州大学との連携・協力交流事業として、学校支援に関する連携・協力、体育教育分野での幼少年剣道指導、美術教育分野での合同展覧会・合同発表会を開催した。</p>
	<p>【7-3】 教育に関する臨床研究とその成果を踏まえ、新たな理念に基づく博士課程について検討する。</p>	<p>III 本学が構成大学となっている「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）」について、将来構想の骨子として認められた短期的構想に基づき、新専攻「先端課題実践開発専攻」の設置が認可され、平成21年度から3専攻8講座体制とすることとした。</p>
		<p>ウェイト小計</p>

	プロジェクトチームの一員とし、共同研究を実施する。		<p>課題整理、理論と実践の乖離がどのように解消されつつあるのかの再検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職キャリアファイルの内容の充実と有効活用の方途の検討、改訂版の作成 ・学部授業科目「教育実地研究Ⅱ（授業基礎研究）」で活用したビデオ教材の有効性とその課題の整理 ・学部授業科目「人間教育学セミナー（教職の意義）」の共通プログラムの更なる充実
○教員の流動性向上に関する具体的方策	○教員の流動性向上に関する具体的方策として、次のことを行う。		
<p>【10】 現職教員や指導主事等を任期制により教員に採用できるよう都道府県教育委員会等と協議を行う。 教員採用は、従来どおり公募制を基本とする。</p>	<p>(16～19年度に実施済みのため、20年度は年度計画なし)</p>		
○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策	○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策として、次のことを行う。		
<p>【11】 外国人・女性教員採用に関する検討を組織的に行い、その促進を図る。</p>	<p>【11】 外国人・女性教員の雇用促進に努める。</p>	Ⅲ	<p>教員の公募に際しては、外国人教員の雇用促進を図るため「国籍を問わない。ただし、日本語を母語としない場合は、教育及び学内業務を遂行可能な十分な日本語能力を有する」ことを明記し、女性教員の雇用促進を図るため「男女共同参画基本法」の趣旨に基づき選考を行う」ことを明記している。 また、本学における男女共同参画を推進するため、「男女共同参画推進委員会」を設置した。</p>
○事務系職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策	○事務系職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策として、次のことを行う。		
<p>【12】 事務系職員の志気向上を図りながら、民間からの採用を含め、法人経営に関する能力がある者の採用や、アウトソーシング、教育委員会との人事交流等を進める。 大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内外での研修を充実する。</p>	<p>【12】 大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内での研修を企画・実施し、併せて、民間で実施している研修にも積極的に参加させる。</p>	Ⅲ	<p>次の研修を企画・実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己啓発セミナー ・新任職員研修 <p>また、民間が行う次の研修に参加させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事労務セミナー ・労働衛生関連研修 ・経営効率化関連研修
○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策	○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策として、次のことを行う。		
<p>【13】 教員に対する評価結果を給与、研究費、サバティカル等に反映させる。また、事</p>	<p>【13-1】 人事評価制度を検証し、実施する。</p>	Ⅲ	<p>前年度試行実施した大学教員人材評価システムを改善し、学内ウェブ</p>

<p>務系職員についても適切な評価を行い、給与等に反映させる。</p>			
<p>総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。</p>		<p>上で教員業績の登録を行うシステム「エフォート」により業績を収集し、その結果を期末勤勉手当に反映させた。また、専門の委員会を設置し、同業績の評価方法の改善に向けた検討を行ったほか、人材評価の結果の活用も視野に入れたサバティカル制度の導入を決定した。 事務系職員の人材評価については、平成19年度試行を踏まえ、実施要項を制定し本実施した。</p>	
	<p>【13-2】 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度人件費予算相当額に比して、概ね11%の人件費削減を図る。</p>	<p>Ⅲ 総人件費改革の基準となる平成17年度人件費予算相当額から、概ね15.3%の人件費が削減された。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標 事務組織は、弾力的な組織にし、教職員一体での大学運営に対応できるよう、効率化・合理化を図るとともに、企画・立案機能を強化する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策</p> <p>【14】 各種業務の集中化・電子化等により、事務処理の簡素化・効率化を図る。費用対効果の観点から可能なものについてアウトソーシングを積極的に進める。企画・管理部門、教育研究支援組織の機能分化を図る。事務組織・職員配置の再編、合理化を図る。（学生へのサービス部門、人事・給与・共済関係業務、契約・維持管理等関係事務部門、広報・外部資金担当部門の一元化等）</p> <p>○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策</p> <p>【15】 新規職員採用試験については、近隣大学との共同実施とするほか、業務の効率化の観点から可能なものについてはできる限り共同業務処理の方向で調整する。事務情報化を推進（他大学等との連携・協力を含む。）する。</p>	<p>○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【14】 職員宿舎管理業務委託内容の検証と、学生宿舎への業務委託の拡大について検討し、可能なものから実施する。</p> <p>○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【15-1】 新規職員採用試験については、関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験に参加する。</p> <p>【15-2】 事務系職員の研修については、初任者研修、中堅職員研修、係長研修等を新潟県内の国立大学等と相互協力し実施する。</p>	<p>III</p> <p>職員宿舎の管理業務委託について、実施状況及び課題について検証を行うとともに、単身用宿舎、世帯用宿舎、国際学生宿舎の退去点検業務を外部委託した。</p> <p>III</p> <p>事務系職員の新規採用に際し、関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験の合格者から選考を行った。</p> <p>III</p> <p>次の研修を実施（参加）した。 ・新採用職員研修（新潟大学当番：本学参加者5人） ・中堅職員研修（長岡技術科学大学当番：本学該当者なし） ・係長研修（長岡技術科学大学当番：本学参加者2人）</p>		

			・スキルアップ・セミナー（新潟大学実施：本学参加者6人）	
	<p>【15-3】 各種業務処理システムの構築を推進するとともに、関東C地区国立大学法人等情報化推進協議会等を通じて、他大学との連携・協力を図る。</p>	Ⅲ	<p>次の各会議等において、他の参加大学と事務情報化に係る各種システムの導入・稼働状況及び汎用システムからの更新等を中心に情報交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東C地区国立大学法人等情報化推進協議会（6月、3月） ・国立大学法人等電子事務局研究発表会（10月） ・関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー（2月、本学開催） 	
<p>○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p> <p>【16】 学生等居住施設管理運営業務、大学会館の学生生活支援サービス業務、情報処理に関するメンテナンス、給与計算処理、旅費事務処理業務等のアウトソーシングを検討する。</p>	<p>○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【16】 職員宿舎管理業務委託内容の検証と、学生宿舎への業務委託の拡大について検討し、可能なものから実施する。</p>	Ⅲ	<p>職員宿舎の管理業務委託について、実施状況及び課題について検証を行うとともに、単身用宿舎、世帯用宿舎、国際学生宿舎の退去点検業務を外部委託した。</p>	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

[ウェイト付けの理由]

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

○ 新たな教育研究組織の編成

人的資源を最大限に活用し、教員養成に関して次々に生ずる新たな社会的ニーズに弾力的に対応できるよう、これまでの教育研究組織である「部」及び「講座」を廃止し、教員組織としての「学系」と、教育組織としての「専攻・コース」を置き、学系から教育組織に向かう体制へ移行した。

○ 新たな教育ニーズへの対応

新たな教育ニーズへの対応として、専門職学位課程（教職大学院）を新設するとともに、修士課程及び学士課程の見直しを次のとおり行った。

〔専門職学位課程〕

・教育実践高度化専攻として、「教育実践リーダーコース」及び「学校運営リーダーコース」を新設

〔修士課程〕

・学校教育専攻の「学習臨床コース」及び「発達臨床コース」を見直し、「学校臨床研究コース」を新設
・幼児教育専攻及び特別支援教育専攻を廃し、学校教育専攻の「幼児教育コース」と「特別支援教育コース」を新設

〔学士課程〕

・教職大学院につながるコースとして、学校教育専修に「教職デザインコース」を新設
・学校教育専修の「学習臨床コース」及び「発達臨床コース」を見直し、「学校臨床コース」を新設
・幼児教育専修を廃し、学校教育専修の「幼児教育コース」を新設

○ センターの見直し

学校教育総合研究センター及び情報基盤センターを発展的に改組し、「学校教育実践研究センター」及び「情報メディア教育支援センター」とするとともに、「実技教育研究指導センター」を廃止した。

○ 近隣大学等との連携・協力

教員免許状更新講習の実施に向けて、新潟県内の国公立大学、工業高等専門学校及び社会教育施設など16機関で構成する「教員免許状更新講習コンソーシアム新潟」の幹事校としてとりまとめを行い、新潟県内4地区において、教員免許状更新講習の試行・予備講習を実施した。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用

(1) 法人経営体制

学長、理事、副学長及び事務局部長等で組織するトップミーティングで重要事項及び各種事案に関する方針を決定の後、その事項を企画立案部門及び学内委員会（エンジン部門と重要な委員会は、理事又は副学長が委員長）において審議し、教育研究評議会や経営協議会の審議を経て役員会で最終決定しており、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定を行っている。

(2) 運営体制の強化

国立大学法人学長経験者を監事（業務監査担当）として迎え、大学運営体制の強化を図った。

○ 法人としての総合的な観点からの戦略的・効果的な資源配分

(1) 予算（全学施策経費）の配分

① 重点施策経費

大学院の定員充足に向けた広報活動、卒業・修了生のデータベース構築、FDの実施、政策課題への対応（9月入学検討等）、施設改修等に配分

② 学長裁量経費

教員への競争的教育研究資金、研究プロジェクトに係る支援、教育研究環境の整備、災害対策用品の整備等に配分

(2) 人事

① 専門職学位課程（教職大学院）のカリキュラムの円滑な実施のため、公立学校退職校長2人を特任教授として配置

② 外国人教師を特任講師として配置（平成21年度）することを決定

③ 学部及び大学院の実習等の充実のため、新潟県教育委員会との人事交流による特任准教授を2人増員（平成21年度）し、5人体制にすることを決定

○ 業務運営の効率化

(1) 業務委託の拡大

これまでの職員宿舍の管理業務委託に加え、学生用の単身用宿舍、世帯用宿舍及び国際学生宿舍の退去点検業務について外部委託し、業務のアウトソーシングを進めた。

(2) 研修等の共同実施

事務の効率化・合理化を図るため、事務職員の研修については、県内の国立大学等と相互協力し、次の研修を実施（参加）した。

・新採用職員研修（新潟大学当番：本学参加者5人）

・中堅職員研修（長岡技術科学大学当番：本学該当者なし）

・係長研修（長岡技術科学大学当番：本学参加者2人）

・スキルアップ・セミナー（新潟大学実施：本学参加者6人）

○ 収容定員を適切に充足した教育活動

(1) 学士課程

収容定員充足率は、約107%と適切な範囲を維持した。

(2) 修士課程

学生募集に当たっては、説明会の実施や私立大学訪問等により積極的な広報に努め、収容定員充足率は、112%と適切な範囲を維持した。

(3) 専門職学位課程（教職大学院）

平成20年度学生募集に当たり、教育委員会への直接説明や公開モデル授業の実施、各教育専門誌等への広告掲載などの広報活動については、平成19年12月の設置認可後から行うこととされていたため、募集要項公表時には、現職派遣

教員が修士課程の入学試験で既に合格しており、その中から教職大学院へ希望変更する者が結果的に少なかったこと、現職教員以外の大学院進学希望者についてはその多くが進路を決定済みであったことなどにより欠員が生じる結果となってしまった。

平成21年度学生募集に当たっては、都道府県教育委員会への訪問・招聘による広報活動、大学院進学希望者に対する個別説明会や合同大学院説明会の実施、教職大学院案内（広報用冊子）の充実及び配布等、広報活動の更なる充実に努めた結果、入学定員50人に対して51人が入学し、入学定員を満たすことができた。

○ 外部有識者の積極的活用

(1) キャリアコーディネーターの採用

就職相談員等として配置していた公立学校長経験者については、キャリアコーディネーターとするとともに、人数を2人増員の6人体制とし、常時3人以上の勤務体制により就職相談、論文・面接指導等の充実を図った。

(2) 経営協議会での意見の積極的な聴取

経営協議会で学外委員からの意見を積極的に取り上げるため、次の取組を実施した。

- ・積極的な意見交換のため、会議資料の事前送付（必要に応じ事前レクチャーの実施）
- ・資料が膨大となるものについて、要約版も作成し、資料説明の時間短縮（審議時間の確保）
- ・経営協議会での意見等については、委員意見の要旨として取りまとめ、その内容に応じて教育研究評議会や教授会等で報告

○ 監査機能の充実

(1) 内部監査

公正性の確保のため、監査員（補助監査員を含む。）は監査対象期間中に財務会計事務に直接関わった者を任命しないこととし、平成20年度業務を対象とした内部監査では、主任監査員1人、監査員5人を任命し、学長が定めた内部監査実施計画に基づき、次のとおり実施した。

- ・H20. 10. 28～H20. 10. 29 定期監査 「科学研究費補助金」
- ・H20. 12. 15 定期監査 「科学研究費補助金以外の補助金」
- ・H21. 1. 26～H21. 1. 30 定期監査 「財務会計監査」
- ・H21. 3. 31 臨時監査 「交替検査」
- ・H21. 4. 1 定期監査 「金庫検査」
- ・H21. 6. 23 定期監査 「年次監査」

(2) 監事監査

① 業務監査

学長及び事務局等から、平成20年度における大学の運営状況及び同年度の年度計画の進捗状況について書面及び説明聴取等により平成20年10月30日に中間監査を実施

② 会計監査

監事監査計画に基づき財務会計システムの整備及び運用状況並びに内部統制の整備及び運用状況等を重点として、毎翌月に月次監査を実施

③ 年次監査

平成21年6月3日に業務報告書、決算報告書を始めとする財務諸表等について実施

(3) 意見等の活用状況

内部監査及び監事監査の結果、指摘のあった事項については、担当組織等において検討し、改善等を図った。

○ 男女共同参画の推進に向けた取組

(1) 男女共同参画推進のための組織の設置

職員の就業及び教育研究活動等での男女共同参画（次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に係る事項を含む。）を推進することを目的とする組織として、「国立大学法人上越教育大学男女共同参画推進委員会」を設置した。

(2) 女性教員の採用促進

女性教員採用促進のため、本学の人事方針においては、「国内外を問わず優れた人材の確保及び男女共同参画社会の実現に向け、外国人及び女性の雇用促進を図るものとする。」としている。

また、教員公募の際は、公募書類へ「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨に基づき選考を行う」ことを明記している。

(3) 女性教職員が活躍できる環境づくりに向けた取組

平成17年度に策定した「国立大学法人上越教育大学 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画」において、超過勤務を削減することにより、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることを目的として、毎週水曜日を「ノー残業デー」として設定し、継続して実施している。

○ 業務実績評価結果の活用

国立大学法人評価委員会の平成17事業年度に係る業務実績評価の結果において、「人事評価制度の構築については、基本的な方針の検討にとどまっており、今後、人事評価の本格実施及び処遇への反映に関するスケジュール設定が求められる。」と指摘された点については、次のとおり取組を行った。

① 大学教員

学内ウェブ上で教員業績の登録を行うシステム「エフォート」により活動業績を収集するとともに、専門の委員会を設置し、同業績の評価項目の得点化等評価方法の改善に向けた検討を行った。また、同業績については期末勤勉手当の算定に反映させた。

② 事務職員

平成19年度の試行評価を踏まえ、実施要項を制定し、部長以下の事務職員（非常勤職員を除く。）を対象として本実施した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標 本学の持つ知的、人的、物的資源を最大限に活用して、外部研究資金その他の自己収入の増加を図る。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置				
○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 【17】 大学の経営戦略について、情報収集、社会的ニーズの調査・分析、企画立案する組織を学長の下に設置し、外部資金獲得のための情報収集、普及・研修などの啓発業務を実施する。	○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策として、次のことを行う。 【17】 職員に対し、外部資金に関する計画的な情報提供・啓発業務を行う。	III	外部資金に関する情報提供・啓発業務として次のとおり実施した。 ・科学研究費補助金説明会（9月） ・科学研究費補助金採択課題一覧（冊子）を教員文書・資料室に設置 科学研究費補助金不採択者については、次年度の申請に向けて、大学教員（37人）及び附属学校教員（11人）への研究費支援を実施した。	
○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 【18】 地方公共団体等からの委託業務、地方公共団体等への研修プログラムの提供、遠隔授業教材販売、大学の教育サービスや学内駐車場利用料徴収等、公開講座等の拡充、大学施設利用の有料化等を総合的に検討し、実施する。	○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策として、次のことを行う。 【18】 教員並びに地域住民のための公開講座等を実施する。	III	現職教員及び地域住民を対象とした公開講座27講座及び免許法認定公開講座12講座を開設し、PRのため、実施要項を約1,000カ所に配付するとともに、ホームページ上でも講座概要等を掲載した。 産官学連携による学校評価支援のための研究プロジェクトにおいて開発された「バードアイシステム」の事業化に関する包括的な協定を締結することとした。	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標 教育施設・設備の有効活用、管理業務等の合理化に努め、経常的経費の縮減に一層努める。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置				
○管理的経費の抑制に関する具体的方策 【19】 各種請負契約の包括化、電子計算機システムのリース契約の一本化、光熱水量節約に関するキャンペーン、ペーパーレスの一層の促進、各種業務の外注化、受益者負担を徹底する。	○管理的経費の抑制に関する具体的方策として、次のことを行う。 【19】 節約に関するキャンペーンを展開するとともに、管理的経費の抑制を図るため具体的に検討し、可能なものから実施する。	Ⅲ	光熱水量の節減、省エネ意識の啓蒙のため、ポスター掲示、メールによる節電の呼びかけ、デマンド管理制御装置の活用（電力使用量の抑制）、冷房期間の短縮などを前年度に引き続き実施した。 また、管理的経費抑制のために、省エネ効果の高い空調設備への切替え、資源ゴミの分別回収、ゴミ節減の呼びかけを実施した。	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標 資金の安全かつ有利な運用管理を図るとともに、土地、施設設備の効果的・効率的な運用管理を図る。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置				
○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 【20】 既存資産の地域社会への開放など、積極的活用を推進する。 学内駐車場利用の有料化などを検討する。	○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策として、次のことを行う。 【20-1】 大学施設の地域開放を積極的に推進するため、可能なものから整備に努める。	Ⅲ	大学施設の地域開放を推進するため、次の施設整備等を実施した。 ・自然観察路「緑の小道」の整備（案内掲示整備、枝払い、通路補修） ・バリアフリー対応のため、スロープ（2カ所）、車いす対応のエレベータ及びトイレ（各3カ所）の設置	
	【20-2】 土地や建物等の資産の効率的・効果的運用を図る。	Ⅲ	余裕資金の効率的運用を図るため、前年度に引き続き国債を購入した。 また、施設等の相互利用に関する協定を締結している、本学の赤倉野外活動施設及び隣接する東京学芸大学の敷地において、教育研究活動に活用するため次の整備を実施することとした。 ・豪雪地区の自然条件を活かした「雪室」の試行的設置 ・高原野菜等の栽培による学生野外活動体験のためのフィールド整備	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

[ウェイト付けの理由]

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

○ 契約の適正化に向けた取組>

随意契約によることが真にやむを得ないものとして締結した随意契約については、ホームページ上で公表した。

また、本法人の業務の公共性及び運営の透明性をさらに確保するため、随意契約以外の本法人が締結した契約の内容も公表することとして「契約の公表に関する取扱について」を策定するとともに、これに基づきホームページ上で公表した。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 財務内容の改善・充実

(1) 経費の節減に向けた取組状況

管理的経費の抑制のため、次の取組を実施した。

- ・ 教員研究室の空調機の老朽化に伴い、省エネ効果の高い空調設備へ更新
- ・ 資源ゴミの分別回収と職員による搬出、ゴミ節減の呼びかけ
- ・ 光熱水量の節減や省エネに関する意識の啓蒙のための呼びかけ
- ・ デマンド管理制御装置の活用による電力使用量の抑制
- ・ 廊下・トイレ等の照明に人感センサーを設置しての節電

上記取組等により、光熱水費については、教職大学院棟の整備に伴う施設面積増や原油価格高騰にもかかわらず、前年度比312千円（3%）の増加にとどめることができた。

(2) 自己収入の増加、資金の運用に向けた取組状況

① 競争的資金の獲得のための取組

学内公募を早期に実施し、要求内容を検討するためのヒアリングを行い、申請内容の整理・調整を行い申請プロジェクトを厳選した。平成20年度は、次の資金を獲得した。

- ・ 大学教育の国際化加速プログラム …2,989千円
- ・ 大学院教育改革支援プログラム（共同事業）…400千円
- ・ 専門職大学院における高度専門職業人養成教育推進プログラム2件
（うち1件は共同事業）…27,081千円
- ・ 特色ある大学教育支援プログラム …15,500千円
- ・ 現代的教育ニーズ取組支援プログラム …904千円

② 科学研究費補助金の獲得のための取組

科学研究費補助金を申請したが採択されなかった者に対し、継続的な科学研究費申請についての支援策として、学内的に予算を措置し、大学教員（37人）及び附属学校教員（11人）に対して研究費の追加配分を行った。

(3) 資金の運用状況

前年度に引き続き、余裕資金を国債（697,755千円）で運用するとともに、寄附金を定期預金で運用した。その結果、2,749千円の利息収入を得た。

(4) 財務分析とその結果の活用状況

平成19事業年度の決算については、決算内容を分析するとともに、財務諸表の内容について、学内の共通理解を深めるため、財務諸表等の概要「財務報告書2008」を作成し、学内委員会等での説明、本学グループウェアへの速報の掲載により周知するとともに、ホームページにも掲載して情報の共有化を図った。

また、教育系大学の財務指標の比較等も含めた「平成19事業年度決算のポイント（抄）」を基に、全教員に対して平成19事業年度の財務状況について説明し、管理的経費の継続的な節減・抑制に加え、定員充足のためのPR及び競争的資金の獲得を促す資料として活用した。

○ 人件費削減に向けた取組状況

平成18年度に策定した「平成21年度までの財政計画」に基づいた人員管理を行った結果、平成20年度においては、総人件費改革の基準となる平成17年度人件費予算相当額（27億3百万円）の概ね15.3%（4億16百万円）を削減することができた。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標 本学の教育研究等の活動を、学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、本学の教育・研究指導の水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成する観点から、教育・研究指導の状況について点検及び評価を行うとともに、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための基本方針を策定し、実施する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置				
○自己点検・評価の改善に関する具体的方策 【21】 本学の教育研究等の活動を、学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけて、自己点検・評価を実施する。具体的には、評価の視点を見直し、在学生、卒業生、教育委員会、地域住民等からの意見・要望や、修士研究発表会等の反応に対する実現・改善度を評価の視点に加えるなどにより、自己点検・評価の改善を図る。	○自己点検・評価の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。 【21】 専門職学位課程（教職大学院）にかかる新たな自己点検・評価項目の検討に着手する。	IV	日本教育大学協会が実施する教職大学院の試行評価に参加し、「評価基準（第三次案）」に基づき自己評価書を作成するとともに、この自己評価を踏まえ、本学の専門職学位課程（教職大学院）に係る自己点検・評価項目及び評価基準の原案を作成した。	
○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 【22】 評価結果を大学運営の改善に活用するため、点検・評価に基づく改善計画を策定するとともに定期的なフォローアップを実施するシステムを確立する。	○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策として、次のことを行う。 (16～19年度に実施済みのため、20年度は年度計画なし)			
			ウェイト小計	

- I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
 ② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標 社会に対する説明責任を果たしていく必要から、特に定める情報以外は、公開を基本とし、多様な媒体を通して積極的に発信する。公開した情報に対して、社会からの評価を積極的に求める。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置				
○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 【23】 効率的・効果的な情報公開・提供・開示の前提として、本学保有情報を含め、各種関係情報を収集・整理し、データベース化を進め、提供していく。 国民への説明責任を果たすために本学が発信すべき情報を整理し、趣旨・目的に応じた発信媒体を適切に選定する。 本学としてのU I (University Identity) を確立するとともに、本学のイメージ向上と学生確保のための戦略的・魅力的な広報のあり方についての基本方針を策定し、平成16年度から逐次実現する。 情報公開、広報媒体として重要度が増すホームページを魅力的なものに構築するため、外注などの新しい取組も視野に入れる。 ホームページ、冊子等の広報媒体の効果等について、評価システムを確立し、不断にコンテンツ及び提供方法の改善を図る。 大学における教育・研究活動を広報することを目的として出版・講演を積極的に援助する。	○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策として、次のことを行う。 【23-1】 大学情報の積極的な公開・提供のためのデータベース化を進め、公開可能となったものから逐次公開する。 ----- 【23-2】 U I (University Identity) の確立に向けた取り組みを実施する。 ----- 【23-3】 ホームページをはじめ各種広報媒体のコンテンツ及び提供方法の改善・充実を図る。 ----- 【23-4】 本学の教育・研究活動を広く発信するため、教員のニーズに応じて出版、講演及び学会開催等に対する援助を	III III III III	大学の活動状況を示す教員スタッフプロフィール、学報及び平成19年度年次報告書等をホームページ上に公開した。 また、本学の研究成果等を電子情報として蓄積し、学外へ情報発信するため、機関リポジトリの構築に向けて、リポジトリ基本ソフトを導入し、『上越教育大学研究紀要』中の656論文を電子化した。 ----- U I (University Identity) の確立に向けた取組として、大学憲章を制定し、公表した。 ----- 各種広報媒体の充実等のため次の改善を行った。 ・本学及び本学の周辺情報を掲載したフリーペーパー「山ろく線通信」を8月以降隔月で発行 ・「教職大学院紹介ビデオ」の作成、ホームページへの掲載 ・ホームページ（トップページ）の改善 ・学内に保有する絵画、彫刻等をまとめたパンフ「アートの小道」の作成 ・本学振興協力会会員向けの「事務局便り」及びメールマガジンへの大学行事等の情報の掲載 ----- 本学教員が学術研究活動の成果を公表することを目的として学術書・教科書等の出版経費の一部を助成するとともに、本学で開催される学会等について、ホームページで広報した。	

	施する。			
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

[ウェイト付けの理由]

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

1. 特記事項**○ 評価活動**

新たに設置された専門職学位課程（教職大学院）について、今後実施される認証評価にも対応できる新たな自己点検・評価項目の検討に着手することとし、次の取組を実施した。

- ・日本教育大学協会が実施する教職大学院の試行評価に参加し、同協会が作成した「評価基準（第三次案）」に基づき自己評価書を作成
- ・上記の自己評価を踏まえ、本学の専門職学位課程（教職大学院）に係る自己点検・評価項目及び評価基準の原案を作成

○ 自己点検・評価に係る情報の提供

国立大学法人評価委員会による各事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果については、直ちに本学が作成した実績報告書とともにホームページに掲載して学内外へ公表した。

また、従前から実施している各教員の教育・研究活動及び社会との連携や、学内組織の運営状況等に関する自己点検・評価を継続的に実施し、「年次報告書」として取りまとめ、ホームページに掲載して学内外へ公表した。

2. 共通事項に係る取組状況**○ 中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化**

中期計画等の進捗状況を管理するため、これまでの年度計画の実施状況等をデータベース化して管理するとともに、各組織が常に参照できるようファイルサーバー上に置いている。

年度計画については、次の流れにより管理・実施し、確実に達成するよう努めている。

（年度当初～）

- ・実施計画（想定する成果、実施スケジュールなど）を策定
- ・各実施組織における年度計画の進捗状況を確認
- ・課題等があるものについて、必要に応じてヒアリングの実施、課題等の解決

（年度後期）

- ・各実施組織が担当する年度計画の自己点検・評価（実施予定含む。）
- ・評価支援室が年度計画達成の観点等から報告書の検証・フィードバック

（年度末～）

- ・各実施組織が評価支援室の意見等も踏まえ、自己点検・評価報告書を提出
 - ・評価支援室及び大学評価委員会が大学全体の視点から自己点検・評価の検証
- 上記の自己点検・評価報告書については、国立大学法人評価委員会に提出する業務に係る実績報告書を作成するための基礎資料として活用し、作業の効率化も図っている。

○ 情報公開の促進

副学長を室長とする「広報室」が中心となり、広報誌の発行、ホームページの更新など大学情報の積極的な公開に努めるとともに、平成20年度は次の新たな取組を実施した。

(1) 機関リポジトリの構築

本学の研究成果等を電子情報として蓄積し、学外へ情報発信するため、機関リポジトリの構築に向けて、リポジトリ基本ソフトを導入し、『上越教育大学研究紀要』中の656論文を電子化した。

(2) 教職大学院紹介DVDの作成

新たに設置された専門職学位課程（教職大学院）の概要やカリキュラム等を紹介するため、紹介DVDを制作し、教育関係機関等へ広く配付するとともに、ホームページに掲載し情報を公開した。

(3) 情報誌等による情報発信

フリーペーパー「山ろく線通信」を発行（8月以降隔月）し、本学及び本学の周辺情報を掲載した。

本学振興協力会の会員向け「事務局便り」及びメールマガジンへ、大学行事等の情報を掲載した。

○ 業務実績の評価結果の活用

国立大学法人評価委員会の平成19事業年度に係る業務実績評価の結果において、『U I (University Identity) の確立に向け具体的な実施計画を策定し、逐次実現する。』については、大学のマスコットキャラクターやキャッチコピーは作成されているが、U I の確立に向け、大学憲章制定に向けた取組は行われているものの、具体的な実施計画が策定されていない。」と指摘された点については、大学憲章の年度内制定を目指し、学内及び経営協議会学外委員から寄せられた意見等を基に次のとおり検討を重ね、制定した。

- ・10月：経営協議会に「大学憲章」の検討状況の中間報告・意見招請
- ・12月：学内フォーラムによる全教職員からの意見聴取
- ・1月：教育研究評議会承認、経営協議会に付議
- ・2月：経営協議会委員への書面による意見招請
- ・3月：経営協議会、役員会で承認
学内外に周知・公表

- I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標 本学の教育研究等の基本目標を踏まえ、学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関として、最適なキャンパス環境を形成するため、トップマネジメントの一環として、施設マネジメントの基本的方針を決定するシステムを構築するとともに、必要な施設整備と効果的な活用を進めるため、実効性ある点検評価を行い、「民」の経営的発想を取り入れる。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置				
○施設等の整備に関する具体的方策 【24】 教育研究系施設については、これまで実施した改革に伴う施設再配置計画を踏まえ、IT関連施設・設備、自学自習の場の確保、教育研究単位の集中化等、懸案事項の解決に向けて改善整備の推進に努める。 学生ニーズや教育・研究動向を踏まえた施設マネジメントの基本方針を検討する。 附属図書館、附属学校、学生宿舎、学生会館等の支援系施設については、学生支援の充実、国際交流、地域貢献の推進の観点から整備の推進に努め、必要に応じ管理形態の見直しを行う。 基幹・環境については、開かれた大学として、防災・防犯対策、バリアフリー対策等に配慮するとともに、保存緑地を生かしたアメニティ空間の整備・維持に努める。 耐震性能の低い建物、老朽化した施設については、年次計画による改修整備の推進に努める。	○施設等の整備に関する具体的方策として、次のことを行う。 【24-1】 既存施設の改善整備の推進に努める。 【24-2】 学生支援系施設の整備の推進に努め、管理運営業務の委託や管理形態の見直し等について検討し、可能なものから実施する。 【24-3】 基幹・環境については、防災・防犯対策、バリアフリー対策に配慮した整備・維持に努める。	IV III III	教職大学院の設置に伴い、新たに教職大学院棟を整備するとともに、既存施設について次の改善整備を行った。 ・人文棟の耐震改修 ・特別支援教育実践研究センター玄関ホールの待合室設置及び総合検査室の床暖房設置 ・自然観察路（緑の小道）の整備（案内掲示整備・枝払い・通路補修） 学生支援系施設について次の整備を行った。 ・テニスコートの整備 ・野球場フェンスの整備 ・人文棟講義室の空調機設置 ・学生会館第一食堂の整備 また、単身用学生宿舎、世帯用学生宿舎、国際学生宿舎の退去点検業務について、外部委託を実施した。 防災・防犯対策として、次の整備を行った。 ・人文棟の非常放送設備の更新 ・特別支援教育実践研究センター及び心理教育相談室の放送設備新設 ・メインアプローチ、学生宿舎、グラウンドの外灯器具の改修 バリアフリー対策として、次の整備を行った。 ・美術棟に車椅子対応のエレベータを新設、人文棟及び音楽棟のエレベータを車椅子対応に改修 ・中央広場及び人文棟北側出入口にスロープを設置 ・学生会館東側、保健管理センター入口及び人文棟北側出入口に自動ドアを設置 ・図書館、音楽棟、美術棟に車椅子対応のトイレを設置	

<p>○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策</p> <p>【25】 施設利用を固定化せず、原則的に共用化することによって、効率的・効果的な利用を図る。 教育研究活動等に関する目標に沿って全学的な見地から施設の点検評価を行うとともに、利用施設の再配置について検討する。 施設の劣化度、管理状況等を恒常的に把握するとともに、各年毎の維持保全経費を確保し、安全対策、省エネ対策及びプリメンテナンスを基本として、効果的な維持管理に努める。</p>	<p>○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【25-1】 既存施設の効率的・効果的な利用のため、共用化を推進するとともに、施設ニーズの変化に応じた再配置に努める。</p> <p>【25-2】 施設の劣化度及び管理状況等について恒常的に点検を行うことにより、安全対策、省エネ対策及びプリメンテナンスを基本として、効果的な維持管理に努める。</p>	<p>III</p> <p>III</p>	<p>既存施設の効率的・効果的な利用に向けて、チャージスペース制度の導入を決定し、利用に係る経費及び貸与方法の取扱いを策定した。</p> <p>建物安全調査等に基づき、次の修繕等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験棟理科教育実験室改修 ・附属小学校のプールのフェンス改修及び校舎の防水改修 ・附属図書館照明器具の改修 ・第2講義棟～人文低層棟・自然棟間の渡り廊下の屋上防水処理 <p>省エネ対策として、次の整備等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ効果の高い空調設備への切替え ・トイレ照明の人感センサー採用及び照明器具の高効率化の実施 ・エネルギー管理の効率化に向けた中央監視装置の改修 ・冷暖房設備の適切な温度設定の周知 	
			<p>ウェイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ② 安全管理に関する目標

中期目標 労働安全衛生法に定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な就労・修学環境を実現する視点からの改善を図りながら、本学学生、附属学校の幼児・児童・生徒及び教職員の安全と健康の確保に努める。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p>				
<p>○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策</p> <p>【26】 教職員に対する本学安全管理規定に基づく啓蒙及び研修を実施する。 学生及び教職員を対象とする健康診断を実施するとともに、健康保持増進のための措置を講ずる。 保健管理センターにおける心身の健康相談を充実する。 実験研究環境等を一元管理する体制を整え、安全管理を徹底する。</p>	<p>○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【26】 労働安全衛生法等を踏まえ、安全管理及び事故防止等に必要な対策を講ずる。</p>	III	<p>労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策として、主に次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度からの敷地内全面禁煙化の決定及び禁煙指導の推進 ・安全週間及び労働衛生週間の実施 ・衛生管理者養成及び安全衛生に関する講習会への参加 ・「職員健康診断計画」に基づく計画的な健康診断の実施 ・「上越教育大学健康保持増進計画」に基づく「健康保持増進講演会」及び「職員レクリエーション」の実施 ・麻疹への対策として、新入生の抗体検査及び予防接種の義務づけ ・「健康促進月間」を設定し、禁煙等の健康教室の開催及び健康管理に関する講演会の実施 ・新型インフルエンザに関する情報提供 ・学生の薬物乱用に関する注意喚起 ・ポイラー、エレベーターの定期点検の実施 	
<p>○学生等の安全確保等に関する具体的方策</p> <p>【27】 学生及び職員に対する災害発生防止対策、災害発生原因の調査及び再発防止対策を講ずる。 学生及び附属学校の幼児・児童・生徒への安全教育を徹底する。 防災訓練を実施する。</p>	<p>○学生等の安全確保等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【27】 学生、附属学校の幼児・児童・生徒及び教職員等の安全確保等に必要な対策を講ずる。</p>	III	<p>学生等の安全確保等に関して、主に次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生、附属学校の幼児・児童・生徒及び教職員等の安全確保等に必要な防災訓練及び避難訓練等の実施 ・学生宿舎での火災避難訓練の実施 ・緊急救命講習の実施 ・三国コカ・コーラボトリング株式会社と災害時における救援物資提供に関する協定の締結 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時対策用具の整備を6カ年計画で開始し、対策用具の追加配備及び上越市指定避難場所として備蓄品の受入れ ・産業医（月1回）及び衛生管理者（週1回）の学内巡視点検の実施 ・大学構内での自動車交通規制についての周知徹底 ・附属学校における交通安全教室、パトロール、外部講師による防犯教室の実施 	
		ウェイト小計	
		ウェイト総計	

[ウェイト付けの理由]

(4) その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

1. 特記事項

○ バリアフリー対策

学内のバリアフリーに関する対策として、次の整備を行った。

- ・美術棟に車椅子対応のエレベータを新設、人文棟及び音楽棟のエレベータを車椅子対応に改修
- ・中央広場及び人文棟北側出入口にスロープを設置
- ・大学会館東側、保健管理センター入口及び人文棟北側出入口に自動ドアを設置
- ・附属図書館、音楽棟及び美術棟に車椅子対応のトイレを設置

2. 共通事項に係る取組状況

○ 施設マネジメント等

(1) 施設整備等

キャンパスマスタープラン等による施設整備等として次のとおり実施した。

- ・教職大学院棟の整備、講義室の空調機設置など教育支援環境の整備 15件
- ・野球場フェンスの整備など学生支援環境の整備 4件
- ・附属小学校・中学校プール改修など附属学校の整備 5件
- ・非常放送設備改修など基幹施設設備の整備 5件
- ・赤倉野外活動施設整備など管理運営施設の整備 3件

(2) 施設の有効活用

院生研究室の狭隘解消のため、研究室、実験室、演習室、院生研究室などの見直しを行うとともに、共同利用スペースについても見直しを行った。その結果、実験室等を院生研究室に利用する面積として93㎡、教職大学院棟の整備に伴い移転した旧事務室等を演習室に利用する面積として114㎡の利用計画を策定した。

また、既存施設の効率的・効果的な利用に向けて、チャージスペース制度の導入を決定し、利用に係る経費及び貸与方法の取扱いを策定した。

(3) 施設・設備の維持管理

各種設備の点検・保全、建物の安全調査、校地の維持管理及び法定検査について計画的に実施した。

(4) 省エネルギー対策

省エネルギー対策として、主に次の整備や取組を実施した。

- ・省エネ効果の高い空調設備への更新
- ・トイレ照明の人感センサー採用及び高効率化照明器具への更新
- ・エネルギー管理の効率化に向けた中央監視装置の改修
- ・冷暖房設備の適切な温度設定の周知
- ・夏のクールビズ、冬のウォームビズの推進
- ・夏季一斉休業の実施

○ 危機管理への対応策

(1) 防災訓練等の実施

大学及び附属学校等において、次のとおり防災訓練等を実施し、学生、附属学校の幼児・児童・生徒及び教職員等の安全確保等に必要な対策を実施した。

- | | |
|-----------------------|----|
| ① 防災訓練 | |
| ・山屋敷地区（大学校舎） | 1回 |
| ・山屋敷地区（学生宿舎） | 2回 |
| ・山屋敷地区（附属幼稚園） | 5回 |
| ・西城地区（学校教育実践研究センター） | 1回 |
| ・西城地区（附属小学校） | 2回 |
| ・本城地区（附属中学校） | 2回 |
| ・赤倉地区（赤倉野外活動施設） | 2回 |
| ② 防犯訓練（不審者対応） | |
| ・山屋敷地区（附属幼稚園） | 1回 |
| ・西城地区（附属小学校） | 1回 |
| ・本城地区（附属中学校） | 1回 |
| ③ 救急救命講習会 | |
| ・救命講習、心肺蘇生講習、止血処置講習 | 1回 |
| ④ 自動体外式除細動器（AED）使用講習会 | |
| ・附属中学校 | 1回 |

(2) 毒劇物管理状況調査の実施

本学における毒劇物の管理について、本学毒物・劇物取扱規程に基づき適切に管理されているかを確認するため、使用責任者に対する管理状況調査を実施した。

(3) 危機管理室の活動

危機管理の総括及び円滑な推進、危機管理対策の改善・強化などを全学的・総合的に行う体制として設置された「危機管理室」において、主に次の取組を実施した。

- ① ホームページに、危機管理に関する総合的なポータルサイトを開設し、学生及び教職員へ周知した。
- ② 地震等災害時における飲料水の確保及びメッセージボード機能付き自動販売機を用いた災害時の情報提供の充実を図るため、三国コカ・コーラボトリング株式会社と協定を締結した。
- ③ 防災倉庫の設置等災害対策用具の整備・充実を図るとともに、上越市指定避難場所として災害対策用備蓄物資を受入れた。
- ④ 新型インフルエンザについて専門的な立場からの意見を反映するため、構成員に保健管理センター所長を加えるとともに、新型インフルエンザの予防と発生時の対応について検討した。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

中期目標	<p>教員養成と現職教員の研修を目的とする本学の教育研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、学部教育、大学院教育の成果に関する目標を次のように考える。</p> <p>(学部教育の目標) 主として初等教育教員の養成に関する社会的要請に応えるべく、深い人間理解と豊かな学識を備えた教員を養成する。そのため、教職への関心と意欲を持つ学生を全国から広く募り、教育に関する臨床研究の成果に基づいて、適切なカリキュラムを編成し、人文科学・社会科学・自然科学・芸術・スポーツについてバランスのとれた専門的な能力と、実践的な指導力など、教員に必要な基本的資質を身につけさせる。</p> <p>(大学院教育の目標) 主として、現職教員の資質能力の向上に関する社会的要請に応えるべく、学校教育に関する臨床研究の成果を踏まえた理論と応用を教授し、学校現場における様々な課題に対応できる高度な実践的指導力を養成する。 また、教員としての基本的資質能力を踏まえ、初等中等教育の場において創造的な教育・研究に取り組む力量と、実践力に富む指導的な初等中等教育諸学校の教員を養成する。</p>
-------------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>(学部教育) ○教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標</p> <p>【28】 主として初等教育教員の養成に関する社会的要請に応えるべく、深い人間理解と豊かな学識を備えた教員を養成する。教養教育については、「教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養を培う教育」と捉え、専門教育と対置せず、それと有機的連携を図ることを基本とする。 我が国・地域の歴史・文化の十分な理解、対人関係形成能力、異文化理解及び外国語コミュニケーション能力の育成を図る。このため、特に協定校である米国アイオワ大学及び中国ハルビン師範大学等における定期的な語学研修機会を確保する。 情報リテラシー教育を重視し、このための条件整備を進める。 その他、生涯学習社会を見据えた健康スポーツ等を中心とした体験的な学び、環境問題などの社会の多様な問題を積極的に受け止め</p>	<p>○教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。</p> <p>【28-1】 学生が、各学年・卒業段階で習得すべき到達目標(達成基準)を策定する。(特色GP)</p> <p>-----</p> <p>【28-2】 学生の国際交流の機会である「海外教育研究」及び「韓国教員大学校との学生交流」等の充実に努める。</p>	<p>(学部教育) 教員に求められる実践的指導力を育成し、学生が各学年・卒業段階で習得すべき到達目標やその確認指標である「上越教育大学スタンダード」を作成した。 また、教育実習において各学年段階、各実習段階で学習目標になる具体的な評価基準を示した「教育実習ルーブリック」を作成・活用することにより、実習前の自己課題の明確化を図るなど、内省的評価の深まりを促し、教育実習の質的な充実が図られていることが、教育実習受入校との会議や学生の実習記録の記述等から確認された。 さらに、「教職キャリアファイル」を活用することで、「体験学習」「ボランティア体験」「学びの広場」の有機的な関連を図るとともに、学生一人一人が自らの教職観をとらえ直し、目ざす教師像を改めて設定しようとする学生が多くなっていることが、同ファイルの記述内容から確認された。 教員採用試験の合格率を高めるための取り組みとして、就職相談、論文・面接指導等における有効性が教員採用試験の受験・合格状況から確認されたことから、これまでの就職相談員等をキャリアコーディネーターとし、人数を2人増員し6人とした。その結果、就職相談の件数がほぼ倍増し、就職相談を受けた者の教員採用試験合格率が前年度に比べ12.8%上昇した。</p> <p>(大学院教育) 前年度までの都道府県教育委員会との情報交換会で要望のあった「臨床的・今日的教育課題への対応力の育成」に向けて、平成20年度に拡充した共通科目について授業評価等をもとにカリキュラムの全体的な評価を行ったところ、コ</p>

<p>る学際的な学びを重視する。</p>		<p>ース・科目群を超えたスタッフによるオムニバス形式の共通科目は受講者の満足度も高く、改善の成果が認められた。</p>
<p>○卒業後の進路等に関する具体的目標</p> <p>【29】 教員養成の目的大学として『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）を実施し、教員採用試験の合格率を高めることにより、全国トップレベルの教員就職率の維持を目指して、さらなる向上に努める。 また、全教員採用者中の本学卒業生の割合の目標を定め、中期目標期間中の達成に努める。 上記を含め、「教員就職率向上のための総合戦略」（仮称）を平成16年度中にとりまとめ、計画的に実施する。</p>	<p>○卒業後の進路等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。</p> <p>【29-1】 特色GP「教職キャリア教育による実践的指導力の育成」により、教員に求められる実践的指導力を育成する。</p> <p>-----</p> <p>【29-2】 教員採用試験の合格率を高めるための取り組みについて検証を行う。</p>	<p>新たに設置した専門職学位課程（教職大学院）については、設置計画の通り、円滑な実施に努めた結果、臨床共通科目、学校支援プロジェクト関連科目の受講者による授業評価では良好な回答が得られた。</p> <p>現職教員以外の大学院学生に対する就職指導等の充実に努めるため、次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学生教員養成強化研修について、学生が参加しやすいように改善することにより、1回当たりの平均参加人数が前年度の19.8人から77.5人に増加 ・教員採用試験講座プログラムを年間を通じて計画的に実施 ・公立学校長経験者による就職相談員等をキャリアコーディネーターとし、人数を2人増員の6人とし、常時3人以上の勤務体制により就職相談、論文・面接指導等を充実
<p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <p>【30】 大学における教育の成果・効果を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で教育研究の質の向上を図る。 このため、関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、卒業生、同窓生を含め、教育の成果・効果に関するアンケート調査を実施する。</p>	<p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【30】 専修教育実習の事前指導カリキュラムの改善に努める。</p>	
<p>(大学院教育)</p> <p>○教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標</p> <p>【31】 現職教員の資質向上と高度な実践的指導力を有する教員の養成に対する社会的ニーズに応えるため、適切な規模の学生に対し、質的に充実した内容の研修指導を実施する。 現職教員については、専修免許の取得に加え、各人の研修課題の解決に資するとともに、学校教育の現場に復帰した後に、様々な教育課題に対応できる高度な実践的指導力を養成する。このため、教育に関する臨床研究に基づく研究指導を通じ、理論と実践のバランスのとれた能力の育成を図る。課程の修了要件については、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代える方式の導入についても検討する。</p>	<p>○教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。</p> <p>【31-1】 修士課程のカリキュラムを充実する。</p> <p>-----</p> <p>【31-2】 新たに設置する専門職学位課程（教職大学院）における教育の円滑な実施に努める。</p>	

<p>また、現職教員以外の学生で、教員志望の学生については、教員としての基本的資質能力を踏まえ、初等中等教育の場において創造的な教育・研究に取り組む力量と、高度な実践的指導力を養成する。身につけるべき能力の目標としては現職教員を対象とする場合に準ずるため、附属学校等における臨床的研究を重視する。</p>	
<p>○修了後の進路等に関する具体的目標</p> <p>【32】 現職教員については、学校教育の現場に復帰した後、修得した専門的な知識と実践力により高い評価を受け、中核的・指導的役割を果たすことを目標とする。 現職教員以外の学生については、修得した専門的な知識と実践力により、希望者の大多数が教職に就くことを目標とする。このため、「教員養成における大学院の役割と総合的な対策」を平成16年度中にまとめ、逐次実施していく。</p>	<p>○修了後の進路等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。</p> <p>【32】 現職教員以外の修士課程学生の就職状況や、専門職学位課程(教職大学院)への入学状況等をふまえて「教員養成における大学院の役割と総合的な対策」の充実に努める。</p>
<p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <p>【33】 大学院における研究指導の成果・効果を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で教育研究の質の向上を図る。 このため、教員の任命権者である教育委員会をはじめとする関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、修了生、同窓生を含め、教育の成果・効果に関するアンケート調査を実施する。</p>	<p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【33】 大学院における教育の成果等を検証するために、教育現場関係者との意見交換会等を実施する。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

② 教育内容等に関する目標

<p>中期目標</p>	<p>教員養成と現職教員の研修を目的とする本学の教育研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、教職に対する意欲・適性と可能性を持つ学生、明確な研修課題を持つ現職教員、外国人留学生等を受け入れ、本学の目標に沿った教育課程の編成、教育方法の工夫・改善と成績評価等を行う。</p> <p>○アドミッション・ポリシーに関する目標 (学部) ・教員としての基礎的な適性を有する学生を受け入れる。 ・バランスのとれた基礎学力を有する学生を受け入れる。 ・好奇心旺盛で、得意分野を有する学生を受け入れる。</p> <p>(大学院) ・明確な研修課題を有する現職教員及び多様な社会人経験・学習経験を有する者を積極的に受け入れる。 ・教員としての基本的資質能力を踏まえ、高度な専門性と実践的指導力の修得を目指す学生を受け入れる。 ・キャンパスの国際化を進め、異文化理解マインドを持った指導者を育成するため、外国人留学生を積極的に受け入れる。</p> <p>○教育課程、教育方法、成績評価等 ・教育に関する臨床研究の成果に基づく教員養成目的に則したカリキュラムを編成する。 ・附属学校等を活用した臨床的な教育課程・教育方法を重視する。 ・他大学との連携・協力の円滑な推進にも配慮したカリキュラム編成を行う。 ・現職教員の研修ニーズの増大・多様化やバックグラウンドの多様性に応じた教育課程・教育方法の工夫・改善を行う。 ・学習意欲と教育効果を高めるため、成績評価の基準を一層明確にするとともに、適切な成績評価を行う。</p>
-------------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p>		
<p>○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>【34】 入学志願者に対する充実した説明会の開催やホームページの整備などによりアドミッション・ポリシーの普及を図るとともに、選抜方法の不断の見直しを図る。 入学者選抜方法の調査研究・開発の促進とそのためアドミッション・オフィス機能を持つセンターの必要性について検討する。 以上のほか、学部については、高等学校訪問・進学相談等を積極的に実施するとともに、いわゆるAO入試について検討する。 大学院については、教員の研究テーマ・研究室紹介・研究シーズなどの情報公開をさら</p>	<p>○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【34-1】 学部、大学院とも入学志願者のニーズを捉えた説明会を実施する。</p> <p>-----</p> <p>【34-2】 平成19年度に改善することを決定した選抜試験方法に基づいて、学部後期試験を実施する。</p> <p>-----</p> <p>【34-3】 留学生の受入方針に基づく外国人留学生特別選抜方法について検討する。</p>	<p>学部の入学志願者等への説明会については、前年度のアンケート結果等を踏まえ、学生宿舎案内を作成・配付して学生生活の情報を充実させたほか、課外活動の見学を新たにプログラムに追加した。また、高校単位での参加を促すため、開催日程を工夫した。 大学院の説明会については、大宮サテライトにおける個別相談会、新潟県現職教員の大学院進学希望者に対する個別相談を実施するなど、入学志願者のニーズに応え、相談機会の増加に努めた。</p> <p>学部後期試験においては、教職に対する意欲・適正等を確認するため、新たに面接を課し実施した。</p> <p>教育課程の編成に関しては、卒業要件全単位数を現行の水準に保ちつつ、授業科目選択の幅を確保するため次のとおり改正し、平成21年度入学生から適用することとした。 ・「人権・同和教育」2単位を必修科目として開設 ・「特別支援教育概論A」又は「特別支援教育概論B」2単位を選択必修科</p>

<p>に充実させる。 また、協定校のハルビン師範大学からの受入れをはじめ、留学生の受入れを積極的に進める。</p>		<p>目として開設 ・必修科目の「情報」6単位及び「表現」6単位をそれぞれ4単位に削減</p>
<p>○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> <p>【35】 臨床に関わる科目を一定単位必修とする。他大学との連携・協力の円滑な推進にも配慮し、基本的なカリキュラムの構造のシンプル化について検討する。 教師としてのキャリア開発を促進し、プロフェッショナルな教職意識をもった人材を育成するため、附属学校の活用を含む『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）の具体的計画を策定し、中期目標期間中に定着させる。</p>	<p>○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【35-1】 臨床に関わる科目として、「人権・同和教育」及び「特別支援教育（仮称）」を開設し必修とする。</p> <p>-----</p> <p>【35-2】 学生が、各学年・卒業段階で習得すべき到達目標（達成基準）を策定する。</p> <p>-----</p> <p>【35-3】 教育実習の学習目標としての具体的な評価基準を作成する。</p>	<p>学生が、各学年・卒業段階で習得すべき到達目標やその確認指標である「上越教育大学スタンダード」を作成した。 また、教育実習において各学年段階、各実習段階で学習目標になる具体的な評価基準を示した「教育実習ルーブリック」について、実践を通じて内容構成や運用方法などを改善した。</p> <p>単位の実質化に向けた取組としては、適切な成績評価等の実施を担保する成績評価システムとして、平成21年度入学生より「GPAシステム」を導入することとした。</p>
<p>○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <p>【36】 少人数授業、ゼミナール、実験・演習の多様化・充実を図り、教育効果を高める。 マルチメディアを活用した教材作成、授業支援システムを導入し、中期目標期間中の定着を図る。 授業科目の開設に当たって、学生の科目選択の幅の確保に十分配慮する。 学生による授業評価の一層の充実を図ることにより、授業内容・方法等の改善に努める。 特に地理的・時間的制約の多い現職教員を対象とした遠隔授業システムの構築計画を平成16年度中に策定し、中期目標期間中の定着を目指す。</p>	<p>○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【36】 学生による授業評価及び教員による自己評価の実施により、授業内容・方法等の改善・充実を図る。</p>	
<p>○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策</p> <p>【37】 履修科目・習得科目を適切に評価する方法に関し、GPA（Grade Point Average）システムの導入を検討し、平成16年度中に具体的方策を策定する。</p>	<p>○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【37】 適切な成績評価等の実施を担保する成績評価システムを整備する。</p>	

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

③ 教育の実施体制等に関する目標

中期目標	<p>大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を作る。できるだけ弾力的な組織にして、教員人事は大学全体で行う。</p> <p>教員養成と現職教員の研修を目的とする本学の教育研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、教育環境の整備を進めるとともに、必要に応じ、他大学、他機関、地域との連携協力を進め、教員養成教育の質の改善を図る。また、現職教員の多様なニーズ、バックグラウンドに応じた多様な現職教員研修システムを構築する。</p> <p>○教職員の配置 教育に関する臨床研究の推進とその成果に基づいて優れた教育実践力を有する教育者の養成と現職教員の資質向上への取組が、円滑に進むような弾力的な組織とし、人事は大学全体で行う。</p> <p>○教育環境の整備 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等について、学生の意見を採り入れながら積極的に改善を図り、活用を促進する。</p> <p>○教育の質の改善、教育研究システムの改善 教員養成と現職教員の研修を目的とする本学の教育研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、そのフィードバックを通じて教育の質の改善を図るとともに、必要に応じ、他大学、他機関、地域との連携協力を進め、教員養成と現職教員研修のパワーアップを図る。特に大学院については、社会的ニーズを踏まえながら、より質の高い教員の養成を目的に、多様な履修形態・学習システムの検討を進める。</p>
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p>		
<p>○適切な教職員の配置等に関する具体的方策</p> <p>【38】 大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を編成理念とし、できるだけ弾力的な組織にして、大学全体で教員人事を行う。従来の組織にとらわれない柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じ、学生をはじめとする関係者への分かり易さにも配慮する。</p>	<p>○適切な教職員の配置等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【38】 学生への教育・研究指導及び研究等の機能や目的に応じて、弾力的に対応できる教員組織に移行するとともに、様々な任用形態の教員を配置する。</p>	<p>教職員の配置に関して、新たな教育研究ニーズに弾力的に対応できるよう、これまでの教育研究組織である「部」及び「講座」を廃止し、教員組織としての「学系」と、教育組織としての「専攻・コース」を置き、学系から教育組織に出向く体制へ移行した。</p> <p>また、学生への教育指導の充実に向けて、公立学校退職校長2人を特任教授として配置した。また、外国人教師を特任講師とするとともに、新潟県教育委員会との人事交流による特任准教授を2人増員し、5人体制にすることとした。</p> <p>センター等の統合・再編のため、平成20年度より学校教育総合研究センター及び情報基盤センターを次のとおり発展的に改組するとともに、実技教育研究指導センターを廃止した。</p> <p>【学校教育総合研究センターの改組】 教育職員免許取得プログラム及び教職大学院が行う教育実習の内容の充実と円滑な実施、公立学校等への支援機能を強化し、学校教育実践研究センターに改称</p> <p>【情報基盤センターの改組】 従来、学校教育総合研究センターが受け持っていた情報教育関連機能を分離・統合し、実施組織・機能を一元化させ、大学運営及び教育・研究・業務に関する情報機能の強化を図り情報メディア教育支援センターに改称</p> <p>教員免許状更新講習の実施に向けて、教員免許状更新講習コンソーシアム新</p>
<p>○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策</p> <p>【39】 学生の意見を採り入れながら、シラバス掲載図書をはじめとする学習用図書、マルチメディアコーナーの充実等積極的に改善を図り、活用を促進する。 また、学内の情報機器利用環境の整備を進めつつ、社会の趨勢を踏まえ、学生の全員が</p>	<p>○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【39】 授業内容と関連した学習用図書、人間形成に資する教養図書を学生1人当たり1冊以上収集するとともに、シラバス掲載図書を収集する。</p>	

<p>ノートパソコンを所持することについても検討する。</p>	<p>潟の幹事校として、県内国公立大学等を取りまとめ、新潟県内4地区において、教員免許状更新講習の試行・予備講習を実施した。</p>
<p>○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策（ファカルティ・ディベロップメント等）</p> <p>【40】 学生による授業評価及び教員の自己評価の充実・促進を図る。 教育・研究指導の質の改善につながる明確な評価が行えるよう各授業、各学生・院生に対する教育・研究指導の責任体制を教員単位で明確にする。 公開授業や授業研究会等の教員が相互評価する方策を検討・実施し、一層の授業改善に努める。</p>	<p>○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策（ファカルティ・ディベロップメント等）として、次のことを行う。</p> <p>【40-1】 学生による授業評価及び教員による自己評価の実施により、授業内容・方法等の改善・充実を図る。</p> <p>-----</p> <p>【40-2】 本学教員や初等・中等学校等の現職教員を対象とする授業公開を進め、教員による相互評価や授業内容・方法について情報交換を行う。</p>
<p>○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策</p> <p>【41】 社会的なニーズの吸い上げ、他大学・他機関等との連携・協力、情報化等への学内外対応のためのインターフェイス機能充実の観点から、学校教育総合研究センター、実技教育研究指導センター、障害児教育実践センター、心理教育相談室のあり方を平成16年度中に見直すとともに、情報基盤センターについて、発展的改組を視野に入れて充実を図る。</p>	<p>○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【41】 教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じて、弾力的に対応できる教員組織の編成に合わせ、センター等の統合・再編を実施する。</p>
<p>○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項</p> <p>【42】 大学院生については、全学的に柔軟な指導体制を確立することとし、年度途中の指導教員の変更も可能とする。 特に大学院における現職教員研修について、教育委員会派遣教員対象の充実に加え、教員のバックグラウンドの多様性に応じた1年制や、地理的・時間的制約を超えた研修が可能となる遠隔授業システムとこれを活用した履修制度の導入など、現職教員研修の重要性に応じた新しいシステムについて総合的に検討し、平成16年度から具体的検討に着手する。 また、現職教員を対象とする大学院については、近隣の大学との連携による設置形態の</p>	<p>○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項に関し、次のことを行う。</p> <p>【42-1】 交流事業及びアクションリサーチの充実にも努めるとともに、附属学校を中心に学校現場との研究交流を推進する。</p> <p>-----</p> <p>【42-2】 近隣の教員養成大学・学部との連携・協力を努める。</p>

可能性についても検討する。

附属学校については、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の最も太いパイプと位置づけ、附属学校の教育の充実と大学における教員養成、現職教員研修の双方にメリットのあるような緊密なパートナーシップを築く。このための具体的方策について検討し、平成16年度中に実現可能なものから実施に着手する。

また、より質の高い教員の養成を目的に、多様な履修形態・学習システムについての検討を進める。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

④ 学生への支援に関する目標

中期目標 大学の提供するサービスのユーザーであるとともに、大学に対する社会的要請の重要な発信者としての学生が、明るく充実したキャンパスライフを過ごせるよう、その学習・生活を積極的に支援する。また、ニーズや知的・人的資源が循環していく観点から、卒業生・修了生に対するアフターケアの充実を図る。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p>		
<p>○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策</p> <p>【43】 教育相談窓口の充実、TA、オフィスアワーの充実を図るとともに、チュートリアルシステムの導入等についても検討する。 『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）の実施・推進の一環として、定期的なキャリアカウンセリングの実施について検討する。</p>	<p>○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【43-1】 総合的な学生支援制度の改善・充実に努める。</p> <p>-----</p> <p>【43-2】 定期的なキャリアカウンセリングを実施する。</p>	<p>学生の教員就職及び修学指導等に総合的に対応する支援体制を充実させるため、これまでの公立学校長経験者による就職相談員及び教育職員免許取得プログラム相談員を改め、キャリアコーディネーターとして配置するとともに、2人増員し、6人体制とした。 また、キャリアコーディネーターによる教育実習巡回指導及び教育実習事後指導と連動した特別講義を実施した。</p> <p>卒業・修了生に対するアフターケアの充実のため、平成19年度の卒業生・修了生全員（428人）の進路状況を調査し、新たに卒業生・修了生名簿にデータ登録するとともに、大学の行う各種事業・イベントの案内等の情報提供に活用した。</p>
<p>○生活相談・就職支援等に関する具体的方策</p> <p>【44】 生活相談、就職支援を総合的に実施する学生支援室を設置し、関係情報の収集、分析、提供、相談機能の強化・充実を図る。 卒業生・修了生に関する名簿の整備を計画的に進めるとともに、大学の情報システムの積極的活用を図り、大学情報の提供等のアフターケアの充実に努める。</p>	<p>○生活相談・就職支援等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【44-1】 生活相談、就職支援を含む総合的な学生支援制度の改善・充実に努める。</p> <p>-----</p> <p>【44-2】 卒業生・修了生に関する名簿の整備を進め、大学情報の提供等に活用する。</p>	<p>経済的支援に関して、これまでと同様に授業料免除を実施するとともに、平成21年度から、教育公務員特例法に基づく「大学院修学休業制度」を利用して大学院に入学する現職教員に対する授業料免除制度の導入を決定した。 また、本学30周年記念事業の一つとして、本学独自の「奨学金制度」を創設し、平成21年度から給付することとした。</p> <p>学生の居住環境並びにキャンパスライフの利便性を向上させるため、各種アンケート調査を実施するとともに、その結果等を基に大学会館第一食堂の改装、学生宿舎の整備・充実を図った。</p>
<p>○経済的支援に関する具体的方策</p> <p>【45】 授業料減免措置の確保に努めるとともに、各種奨学金の受給機会を確保・拡充するため、関連情報の収集・提供に努める。また、学生宿舎、国際学生宿舎等、学生の居住環境</p>	<p>○経済的支援に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【45-1】 授業料減免措置の確保に努める。</p> <p>-----</p>	

<p>の整備のあり方、及びキャンパスライフの利便性を向上させる福利厚生事業のあり方について、総合的に検討し、計画的に対策を講ずる。</p>	<p>【45-2】 各種奨学金及びアルバイト等経済的支援に係る情報の収集・提供に努め、奨学金の受給やアルバイトに係る機会の確保・充実に資する。</p> <p>-----</p> <p>【45-3】 学生の居住環境並びにキャンパスライフの利便性を向上させる福利厚生事業の整備・充実に努める。</p>
<p>○社会人・留学生等に対する配慮</p> <p>【46】 教育委員会派遣教員をはじめ、社会人・世帯向け宿舍の生活環境整備を図る。 また、国際交流推進後援会と連携し、国際交流推進室における留学生の学習、生活支援に関する機能・事業の充実に努める。</p>	<p>○社会人・留学生等に対する配慮として、次のことを行う。</p> <p>【46】 教育委員会派遣教員をはじめとする社会人及び世帯向け宿舍の生活環境を検証し、整備・充実に努める。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標 知の世紀における学校教育の役割と個々の人間理解を重視するとともに、教育という総体の中で「今、学校に必要なもの」を創造的に生み出す教育に関する臨床研究を、『学校』、『教師－教育内容・教育方法－子ども』、『学び』という教育現場の実際を踏まえてダイナミックに推進し、その成果に基づいて教育・研究指導の充実・改善に積極的に取り組む。
 教育に関する臨床研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、その成果を学校教育現場に還元する。
 また、学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関として、新たな教員養成カリキュラムを提案する。
 教育に関する臨床研究の推進に当たっては、現職教員の研修における教育・研究指導を通じた研究、さらにその成果を教育・研究指導に還元しうる研究の推進にも意を用いる。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p>		
<p>○目指すべき研究の方向性</p> <p>【47】 現職教員と教育・研究指導を通して連携するという本学の特色を生かしながら『学校』、『教師－教育内容・教育方法－子ども』、『学び』という教育現場の実際を踏まえた研究として、教育に関する臨床研究を推進する。この教育に関する臨床研究は、児童・生徒を前にした教育臨床と、この臨床を支える目的を持った基礎的・開発的・応用的研究の総体とする。その実現に向けて以下の取組を行う。 教育に関する臨床研究の推進とその成果を踏まえ、新たな理念に基づく大学院博士課程について可能性等の検討を行う。</p>	<p>○目指すべき研究の方向性に関し、次のことを行う。</p> <p>【47】 教育に関する臨床研究とその成果を踏まえ、新たな理念に基づく博士課程について検討する。</p>	<p>本学が構成大学となっている「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究所(博士課程)」において、新専攻「先端課題実践開発専攻」の設置が認可され、平成21年度から3専攻8講座体制とすることとした。</p> <p>上越地域の小・中学校と協力した開発研究プロジェクトとして、本学研究プロジェクトにおいて、「附属学校及び地域の学校との連携による臨床的研究」をテーマとして、13件(新規6件、継続7件)の共同研究を実施した。 また、新たな開発研究プロジェクトとして採択された専門職大学院GPにおいて、「学校支援プロジェクト連携校」と、これらに対応した本学の支援チームが連携して実務的・実践的に教育活動の展開を支える「学校支援プロジェクト」を実施した。</p> <p>大学院に専門職学位課程を設置したことに伴い、その教育研究成果を学部教育に反映させる方策を検討するとともに、教職大学院につながる教職デザインコースを新たに設け、6年一貫教育カリキュラムの開発研究を進めた。また、学部教育と現職教員研修の融合を実現する教員養成カリキュラムについての研究を進めた。</p>
<p>○大学として重点的に取り組む領域</p> <p>【48】 現職教員と教育・研究指導を通して連携するという本学の特色を生かしながら、学校教育現場と協力し、子ども達の日常的な観察・分析から、望ましい学校教育のあり方について総合的に探究し、子ども達の学習活動に直接フィードバックできる開発研究に重点を置く。</p>	<p>○大学として重点的に取り組む領域に関し、次のことを行う。</p> <p>【48】 上越地域の小・中学校と協力して開発研究プロジェクトを実施する。</p>	<p>本学研究プロジェクトや各種GP等における研究成果について、報告書の作成・配付及びシンポジウム等の開催により、教育関係者等に広く還元した。</p>

<p>○成果の社会への還元に関する具体的方策</p> <p>【49】 教育に関する臨床研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、その成果を教員養成カリキュラムや学校教育現場における教育実践に還元する。このため、附属学校での教育実践や研究会を活用した機会の設定や、出版・講演・講習会等の対外事業に対する支援策を講ずる。 学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関として、新たな教員養成カリキュラムを研究し、他の教員養成大学・学部等の活用を目指す。 この際、学部・大学院6年一貫の教員養成に関する研究など、学部学生を主な対象とする教員養成と、現職教員に対する研修を融合したカリキュラム研究も推進する。</p>	<p>○成果の社会への還元に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【49-1】 附属学校、公立学校（教育委員会）との共同研究を実施し、その成果を合同研究会の開催や研究成果報告書を作成・配布することにより、広く還元する。</p> <p>-----</p> <p>【49-2】 現職教員の教育活動に資するため、研究成果を還元する出版事業及び本学からの指導助言者に対する援助や協力の在り方について検討し、可能なものから実施する。</p> <p>-----</p> <p>【49-3】 学部・大学院カリキュラムの6年一貫教育並びに学部教育と現職教員研修の融合を実現する教員養成カリキュラムの開発について研究を進める。</p>
<p>○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策</p> <p>【50】 大学における研究の成果・効果を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で研究の質の向上を図る。 このため、教員の任命権者である教育委員会をはじめとする関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、他の教員養成大学教員も含めたシンポジウム等の開催を計画的に行う。</p>	<p>○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【50】 教育委員会をはじめとする教育機関、学校教育関係者、他の教員養成大学教員等を対象に、研究成果を発表するためのシンポジウム等を開催する。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ② 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標 教育に関する臨床研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、多様で柔軟な研究実施体制を確立するとともに、附属学校とのパートナーシップの確立を第一に、小学校・中学校・高等学校等の学校現場、他大学、他機関、地域との連携協力を進め、学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関を目指す。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p>		
<p>○適切な研究者等の配置に関する具体的方策</p> <p>【51】 大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を編成理念とし、できるだけ弾力的な組織にして、大学全体で教員人事を行う。従来の組織にとらわれない柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じ、学生をはじめとする関係者への分かり易さにも配慮する。</p>	<p>○適切な研究者等の配置に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【51】 学生への教育・研究指導及び研究等の機能や目的に応じて、弾力的に対応できる教員組織に移行するとともに、様々な任用形態の教員を配置する。</p>	<p>教職員の配置に関して、新たな教育研究ニーズに弾力的に対応できるよう、これまでの教育研究組織である「部」及び「講座」を廃止し、教員組織としての「学系」と、教育組織としての「専攻・コース」を置き、学系から教育組織に出向く体制へ移行した。</p> <p>研究資金の配分に関して、各教員のデータについては、人材評価や自己点検評価と統合した教員業績登録システム「エフォート」により一括して収集することとし、教員の作業負担軽減を図った。</p> <p>センター等の統合・再編のため、平成20年度より学校教育総合研究センター及び情報基盤センターを次のとおり発展的に改組するとともに、実技教育研究指導センターを廃止した。</p> <p>【学校教育総合研究センターの改組】 教育職員免許取得プログラム及び教職大学院が行う教育実習の内容の充実と円滑な実施、公立学校等への支援機能を強化し、学校教育実践研究センターに改称</p> <p>【情報基盤センターの改組】 従来、学校教育総合研究センターが受け持っていた情報教育関連機能を分離・統合し、実施組織・機能を一元化させ、大学運営及び教育・研究・業務に関する情報機能の強化を図り情報メディア教育支援センターに改称</p>
<p>○研究資金の配分システムに関する具体的方策</p> <p>【52】 研究を教育・研究指導との関連で評価し、その結果を研究資金の配分に反映させ、競争的環境の醸成に努める。</p>	<p>○研究資金の配分システムに関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【52】 研究資金の配分システムの検証を行い、改善・充実に努める。</p>	
<p>○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策</p> <p>【53】 教材開発など、教員養成に関連した特許等の創出の可能性、奨励策について検討する。知的財産の取扱いに関する方針を平成16年度中に策定するとともに、学内教職員を対象とする講演会の計画的開催など、啓発に努める。</p>	<p>○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【53】 発明コーディネーターや特許アドバイザーを招聘し、知的財産権に関する説明会や講演会等を実施する。</p>	<p>小・中学校等と連携・協力を積極的に推進するため、本学研究プロジェクトにおいて、「附属学校及び地域の学校との連携による臨床的研究」をテーマとする13件（新規6件、継続7件）の共同研究を実施した。</p> <p>また、本学研究プロジェクトや各種G P等における研究成果について、報告書の作成・配付及びシンポジウム等の開催により、教育関係者等に広く還元した。</p>

<p>○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策</p> <p>【54】 大学における研究の成果・効果を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で研究の質の向上を図る。 このため、教員の任命権者である教育委員会をはじめとする関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、他の教員養成大学教員も含めたシンポジウム等の開催を計画的に行う。 評価及び評価結果の反映については、各教員の改善努力を基本としつつ、研究資金配分への適切な反映を図る。</p>	<p>○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【54-1】 教育委員会をはじめとする教育機関、学校教育関係者、他の教員養成大学教員等を対象に、研究成果を発表するためのシンポジウム等を開催する。</p> <p>-----</p> <p>【54-2】 研究資金の配分システムの検証を行い、改善・充実に努める。</p>
<p>○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策</p> <p>【55】 社会的な研究ニーズの吸い上げ、他大学・他機関等との連携・協力等、学内外対応のためのインターフェイス機能の充実・発展の観点から、学校教育総合研究センター、実技教育研究指導センター等のあり方の検討を進め、平成16年度中に見直す。</p>	<p>○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【55】 教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じて、弾力的に対応できる教員組織の編成に合わせ、センター等の統合・再編を実施する。</p>
<p>○学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項</p> <p>【56】 附属学校教員を含め、所属する教育研究組織にとらわれずに実施する教育実践に関する共同研究に助成し、その成果を大学院の教育プログラムとして活用するプロジェクト研究の事業効果を高める方向で一層充実させる。 附属学校とのパートナーシップの確立を第一に、小学校・中学校・高等学校等の学校現場、他大学、他機関、地域との研究上の連携協力を進める。 附属図書館における学術情報収集・保存、提供機能を電子図書館的機能の向上を含め、強化する。</p>	<p>○学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項に関し、次のことを行う。</p> <p>【56】 小・中学校等と連携・協力を積極的に推進していく。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 ① 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標 教員養成にとって、地域の歴史・文化・経済・産業と結びついた特色ある教育研究の展開が重要であり、地域の発展にも貢献しうるものであることから、こうした知的資源の地域貢献への活用に大学として組織的・総合的に取り組み、地域に頼られる大学を目指す。また、お互いの大学の特色が生きて、その特色が一層伸長できる国、大学、分野を重点に国際交流を推進する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置</p>		
<p>○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策</p> <p>【57】 大学に対する地域のニーズの的確な把握、地域貢献事業の企画・実施、連絡調整等、地域社会等との連携・協力を推進するため地域連携推進室の機能等の充実を図る。 地域の学校教員に対する学校コンサルテーション事業を組織的かつ積極的に推進する。 地域の学術・医療・福祉・文化振興の期待を集める新潟県立看護大学との連携を進めるため、教育プログラムの相互支援など、具体的推進策についての合意を平成16年度中に形成する。 大学施設（図書館、体育施設等）の地域開放を積極的に進め、このために必要な施設設備の整備を進める。</p>	<p>○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策として、次のことを行う</p> <p>【57-1】 新潟県立看護大学と連携し、地域貢献事業を実施する。</p> <p>-----</p> <p>【57-2】 大学施設の地域開放を積極的に推進するため、可能なものから整備に努める。</p>	<p>大学施設の地域開放を推進するため、次の施設整備等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然観察路「緑の小道」の整備（案内掲示整備、枝払い、通路補修） ・バリアフリー対応のため、スロープ（2カ所）、車いす対応のエレベーター及びトイレ（各3カ所）の設置 <p>産官学連携による学校評価支援のための研究プロジェクト「バードアイシステムの構築による学校評価支援に関する研究」において、本学附属学校を含む上越市内の小・中学校（17校）を対象に試行評価を実施した。 また、同システムの平成21年度からの事業化に向けて、本学、上越市教育委員会及び民間企業との間で包括的な協定を締結することとした。</p> <p>協定校との留学生交流等の国際交流推進に関して次の取組を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部（大学院）授業科目「海外教育（特別）研究」において、韓国教員大学校、オーストラリアのウェストンミンスター校を訪問（28人受講） ・海外における長期の学校現場インターンシップを内容とする大学院授業科目「海外フィールド・スタディ」の開講（4人受講） ・学内公募による「海外との研究交流」事業（派遣3件、招へい1件） ・附属小学校の児童等（児童20人、引率教員6人）が交流学习として、オーストラリアのウェストンミンスター校を訪問 <p>また、本学を含めた5カ国13大学で組織するアジア教師教育コンソーシアム（ATEC）の第3回国際シンポジウムに参加し、各大学の取組の報告など、交流を図った。</p>
<p>○産学官連携の推進に関する具体的方策</p> <p>【58】 教育をめぐる産学官連携の推進を進める、そのための連携のあり方や社会と時代が求める人材等に関する調査研究を進め、『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）に反映する。</p>	<p>○産学官連携の推進に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【58】 産学官連携による学校評価支援のための研究プロジェクトを推進する。</p>	<p>協定校からの短期留学生など、多様な留学生の受け入れを推進するため、次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学ホームページの留学情報に関する掲載内容の改善による留学希望者への情報提供機能の充実 ・9月入学の導入に向けた協定校等への訪問調査の実施
<p>○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策</p>	<p>○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策として、次のことを</p>	

<p>【59】 本学の知的・人的・物的資源（教員、図書館等）を通して、新潟県立看護大学との連携及び協力を進める。</p>	<p>行う。</p> <p>【59】 新潟県立看護大学と連携し、地域貢献事業を実施する。</p>
<p>○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策</p> <p>【60】 本学が教員養成大学として、英語教育強化の重要性、アジア等の異文化理解の重要性を踏まえ、特色の一層の伸長が期待できる分野、対象国、事業を精選して推進するための方針を平成16年度中に策定する。 国際交流推進後援会と連携し、国際交流推進室における留学生の学習、生活支援に関する機能・事業の充実を図る。また、協定校のハルビン師範大学からの受入れをはじめ、留学生の受入れを積極的に進め、中期目標期間中、留学生受入数の増加を目指す。併せて、学生のニーズも踏まえ、英語圏への留学機会の確保と、キャンパスの国際化を進め、これからの教育的人材に求められる国際的資質の育成を図る。</p>	<p>○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【60-1】 協定校との留学生交流等の国際交流推進に関する基本方針に沿って、国際交流を推進する。</p> <p>-----</p> <p>【60-2】 留学生の適切な受入れに留意し、協定校からの短期留学生等の多様な留学生の受入れを推進する。</p> <p>-----</p> <p>【60-3】 協定校との学生交流や短期留学等、海外における研修機会の充実を図るとともに、学内外における留学生等との交流を推進する。</p>
<p>○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p> <p>【61】 協定校との学生交流を積極的に奨励・推進する。 「現職教員の研修プログラム」や、「教育実習プログラム」等を通じた国際貢献の可能性について検討する。 この際、JICA等の国際貢献に実績のある機関・団体との連携を考慮する。</p>	<p>○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>(16～19年度に実施済みのため、20年度は年度計画なし)</p>

II 大学の教育研究等の質の向上
 (3) その他の目標
 ② 附属学校に関する目標

中期目標 教育に関する臨床研究を推進するため、大学と附属学校間での実践的なパートナーシップの確立を第一目標とし、大学が志向する教員養成、教員研修、地域貢献等の一環として、大学-附属学校の知的・人的資源のダイナミックな循環を実現する。
 大学と附属学校間の連携を強化し、学校教育の課題を先取りしたカリキュラム研究及び総合学習に関する研究を重点的に推進する。これに加えて学校教育に対する社会的ニーズを拾い上げ、新たな課題解決に向けて取り組む大学・附属学校の共同プロジェクトを企画・実行するとともに、教育に関するモデルとなるよう地域と附属学校・大学が一体となった取組を進める。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 その他の目標を達成するための措置 (2) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p>		
<p>○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策</p> <p>【62】 大学と教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の最も太いパイプとして、附属学校を位置づける。これに則り、附属学校側の教育実践と、大学側の教員養成・教員研修の双方にメリットを生むような緊密なパートナーシップを築く。 そのため、附属学校の特色を生かした教育課程開発や活動・単元開発から臨床応用までの教育研究を企画実施し、研究と実践を結びつけた「アクションリサーチ」を導入する。 大学と附属学校の互恵的なアクションリサーチ推進のため、大学教員による附属学校の授業担当、附属学校教員による大学授業への参画、大学院・学部学生による授業協力や子どもたちとの交流を推進する。また、このための具体的形態、教育課程上の位置づけ、大学と附属学校間で相互に守るべきルール等について、平成16年度中に検討し、逐次実施する。</p>	<p>○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【62-1】 交流事業や研究プロジェクト等の中からアクションリサーチを附属学校の教育課程に位置づけて実施する。</p> <p>-----</p> <p>【62-2】 「実践セミナー」・「実践場面分析演習」等、教育現場と密接な関係をもつ授業科目について、附属学校と連携して授業運営を行う。</p>	<p>大学との連携・協力の強化に関して、研究会共同研究28件、研究プロジェクト(学内)16件、学校教育実践研究センターの研究プロジェクト3件において、大学教員である研究協力者と附属学校教員が連携して行うアクションリサーチを附属学校の教育課程に位置づけて実施した。 また、学部授業科目「実践セミナー」及び大学院授業科目「実践場面分析演習」をはじめ、各教科指導法関連科目において、附属学校と連携した授業運営を行った。 大学教員、公立学校教諭等を研究協力者とし、事前検討も含めた協議を経て、研究協議会を開催し教育実践に関する研究成果を公表した。また、教育図書の刊行やホームページでも成果を公表した。</p> <p>グランドデザインを年度当初に策定し、それに基づき学校運営を行った。また、保護者等からの評価や、学校評議員会の意見を聴き、その結果を学校運営に反映させた。</p> <p>子どもの安全を確保するため、年度当初に、前年度の訓練の見直しを加味した危機管理マニュアルを作成し、不審者対応を中心に教職員で共通理解を深めた上で、附属幼稚園では6回、附属小学校では3回、附属中学校では2回の訓練を実施した。</p> <p>附属学校間の連携を強化するため、副校長等で構成する附属学校業務連絡会を計5回開催した。また、附属幼稚園と附属小学校間、附属小学校と附属中学校間の担当教員連絡会を実施し、子どもの学業面、生活面、健康、アレルギー等について情報交換等を行った。</p>
<p>○学校運営の改善に関する具体的方策</p> <p>【63】 大学と附属学校の緊密なパートナーシップの下、先進的な教育研究を通して、公私立学校への貢献を一層拡充する。そのため附属学</p>	<p>○学校運営の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【63-1】 附属学校の教育研究やプロジェクト研究の成果を、HP等で公表するとと</p>	<p>各附属学校の設置目的を踏まえ、主に次の教育実践に取り組んだ。 〈幼稚園〉 幼児の仲間とかかわる力を身に付けていく3カ年の育ちに着目し、連続した個の育ちについて研究を深め、研究成果について、幼児教育研究会や研究紀要</p>

校を、大学の地域貢献のインターフェイスとして明確に位置づける。

各附属学校長のリーダーシップの下に、学校運営に関する自己点検・評価を行い、それに基づいて改善のための具体的方策を立てて実行する。

学校評議員制度を活用し、学校評議員の意見を学校運営に適切に反映させることにより、附属学校の教育と研究の活性化を図る。

附属学校における子どもの安全確保のための危機管理対策を十分に講ずる。

もに教育図書として刊行する。

【63-2】

附属学校の開催する教育研究発表会やプロジェクト研究において、大学教員、大学院生等との共同研究の場を設け、その研究成果を県内外の公立学校教員等に向けて公開する。

【63-3】

附属学校と大学教員の連携を強化し、各附属学校研究協議会を開催し広く公立学校との意見交流を図る。

【63-4】

学校運営のグランドデザインとその結果について自己点検・評価を行い、学校運営の継続的・発展的な改善・充実に努める。

【63-5】

教育と研究の活性化を図るため、保護者や学校評議員の意見を適切に学校運営に反映させる。

【63-6】

子どもの安全を確保する各種の訓練や定期点検を実施しつつ、マニュアルの見直しを図るなどの改善を行う。

等で公開した。

〈小学校〉

「関係力」の発揮という観点から教育活動を常に見直し、改善することで、自主性、社会性、創造性豊かで心身ともに健全な子どもの育成に取り組んだ。また、学年の発達段階を踏まえ、教師の個性を生かした学級ごとの年間指導計画を作成した。

これらの研究実践は、第5次教育課程研究会として、公開した。

〈中学校〉

積極的な体験活動の実施のため、各学年ごとに宿泊を伴った体験学習を実施した。また、「社会に広がる学びの創造」をテーマに、各教科の研究理論や研究授業の構想について、大学教員、公立学校教諭等と協力して一年間の授業を展開し、研究成果を研究協議会において発表した。

○附属学校の教育実践等に関する具体的方策

【64】

これからの時代にふさわしい幼稚園教育及び小・中学校教育のあり方を理論と実践の両側面から大学と共同で研究するとともに、一人ひとりの子どもに立脚した教育課程及び指導法を開発し、その成果を公開、発信するモデル校として、地域や子どものニーズに即した教育実践に取り組む。

附属学校の設置目的を踏まえつつ、各校園における教育目標は次のとおりとする。

〈幼稚園〉

豊かな森に囲まれた広々とした自然を生かし、遊びを中心とした環境を構成し、明るく楽しく、のびのびと健康的に過ごせる園生活を展開する。「太陽・土・水の大好きな子どもたち」をスローガンとし、「元気な子ども・やさしい子ども・考える子ども」を目標に、

○附属学校の教育実践等に関する具体的方策として、次のことを行う。

【64-1】

附属学校間の連携を図るため、校長・副校長で構成する業務連絡会や連絡入学に係る担当教員連絡会を開催し、子どもの学習と生活に係る連絡を密にする。

【64-2】

各附属学校の設置目的を踏まえ、積極的な教育実践に取り組む。

<p>環境を通して行う幼稚園教育の具現を図っていく。こうした教育を通して、豊かな心とたくましさ具备了、心身ともにすこやかな子どもの育成を目指す。</p> <p>〈小学校〉 体験・活動を重視し、学習内容と結びつけた「知の総合化」を図る教育課程を編成する。総合単元活動、総合教科活動、心の活動といった子どもの発達に即した独自の教育活動を設定して、目標とする「生き生きとした子ども」が育つ学校の具現を図っていく。生き生きと学び、主体的に活動する教育実践を通して、自主性、社会性、創造性豊かな、心身ともに健全な子どもの育成を目指す。</p> <p>〈中学校〉 自分を知るとともに、現代の諸課題の解決に立ち向かえるような確かな学力と豊かな知的好奇心・実践力を育む学びの総合化を図る。総合的な学習（当校ではグローバルセミナー）の実践成果を基に、必修教科及び選択教科と総合的な学習の関連を密にした教育課程を編成し実践する。「確かな学力、響く歌声、あふれる探求心」を目標に教育活動を展開することにより、民主的社会の発展に寄与する、人間性豊かな、たくましい子どもの育成を目指す。</p>	
<p>○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策</p> <p>【65】 附属学校の設置目的を踏まえできる限り多様な子どもによる学級編制を進める。その際、連絡入学を基本に据えながらも、より望ましいあり方について、現在の方法の見直しを含めて検討する。</p>	<p>○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>(16～19年度に実施済みのため、20年度は年度計画なし)</p>
<p>○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策</p> <p>【66】 公立学校との人事交流による附属学校教員については、県教育委員会との円滑な人事交流を図りつつ、その教育活動を通して、教育研究法の修得及び指導法の修得、研究発表能力の向上等について、体系的な教職員研修の一環として位置づけられるような対応を検討する。</p>	<p>○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【66】 附属学校教員については、体系的な研修の一環として、中央研修や教育委員会、各種研究会が実施する研修に参加させる。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

○教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育方法等の改善

① 学部教育や大学院教育の指導方法改善のための組織的取組状況

ファカルティ・ディベロップメント（FD）を継続して行い、学生による授業評価アンケートの実施、担当教員によるアンケート結果に対する自己評価レポートの作成、授業公開、FD研修会における教員による相互評価・意見交換などを実施した。

② 学部学生や大学院学生の成績評価方法等の改善のための組織的取組状況

単位の実質化に向けた適切な成績評価を実施するため、GPAシステムの導入を決定し、平成21年度入学生から適用することとした。

③ 各法人の個性・特色の明確化を図るための組織的取組状況

学部では、教員に求められる実践的指導力を育成し、学生が各学年・卒業段階で修得すべき到達目標やその確認指標である「上越教育大学スタンダード」を作成した。

また、教育実習において各学年段階、各実習段階で学習目標になる具体的な評価基準を示した「教育実習ルーブリック」を作成・活用することにより、実習前の自己課題の明確化を図るなど、内省的評価の深まりを促し、教育実習の質的な充実が図られていることが、教育実習受入校との会議や学生の実習記録の記述等から確認された。

大学院では、前年度までの都道府県教育委員会との情報交換会で要望のあった「臨床的・今日的教育課題への対応力の育成」に向けて、平成20年度に拡充した共通科目について授業評価等をもとにカリキュラムの全体的な評価を行ったところ、コース・科目群を超えたスタッフによるオムニバス形式の共通科目は受講者の満足度も高く、改善の成果が認められた。

④ 他大学等での教育内容、教育方法等の取組の情報収集及び学内での情報提供の状況

特色GP「教職キャリア教育による実践的指導力の育成」に関わる調査の一環として、国内2大学及びアメリカ、イギリスにおいて、教育内容、教育方法等の取組について、情報収集を行った。

(2) 学生支援の充実

① 学生に対する学習・履修・生活指導・メンタルケアの充実や学生支援体制の改善のための組織的取組状況

学生が自らの教職観を再構築し、自己目標を見出すため活用している「教職キャリアファイル」の内容を充実させた。

学生の経済的支援に関し、教育公務員特例法に基づく「大学院修学休業制度」を利用して大学院に入学する現職教員に対する授業料免除制度を平成21年度か

ら導入することを決定するとともに、本学30周年記念事業の一つとして独自の奨学金制度を創設し、平成21年度から給付することとした。

学生のメンタルケアとして、保健管理センターにおける学内外カウンセラー4人による精神保健相談体制とするとともに、不登校や引きこもりなど不適應状態（行動）にある学生に対して、教員、保健管理センター、カウンセラー及び事務局が協働したサポート体制としている。

② キャリア教育、就職支援の充実のための組織的取組状況

学生の教員就職及び修学指導等に総合的に対応する支援体制を充実させるため、これまでの公立学校長経験者による就職相談員等をキャリアコーディネーターとして、人数を2人増員し6人体制とし、常時3人以上の勤務体制とした。その結果、就職相談の件数がほぼ倍増し、就職相談を受けた者の教員採用試験合格率が前年度に比べ12.8%上昇した。

③ 課外活動の支援等、学生の厚生補導のための組織的取組状況

学生の課外活動支援のため、野球場のフェンス及びテニスコートの整備を行った。

また、新入生全員が参加する「新入生合宿研修」や3年次学生全員が参加する「教員養成課程学生合宿研修」の他に、各サークル等のリーダーに対する「課外活動団体リーダーズ・トレーニング研修」を1泊2日で行うなど、特色ある取組を行っている。

(3) 研究活動の推進

① 研究活動の推進のための有効な法人内資源配分等の取組状況

教育実践学領域での研究に一定の期間研究費の重点配分を行い、教育実践学の構築を図る学内の研究プロジェクトについて、一般研究と若手研究の区分を設け、一般研究では、新規10件（申請18件）、継続10件を採択した。また、若手研究では、7件（申請14件）を採択した。若手研究のうち、6件が附属学校教員の取組であり、このことは附属学校教員の研究プロジェクトに対する意識が高く、また、大学との連携が良好であることを示すものである。

② 若手教員、女性教員等に対する支援のための組織的取組状況

若手教員に対する研究支援として、前述の研究プロジェクトにおいて、若手研究の区分を設け積極的に応募を促している。

③ 研究活動の推進のための有効な組織編成の状況

教員組織として、各教員の研究領域に基づいて5つの「学系」を置き、大学の管理運営・研究活動の基本単位とした。

④ 研究支援体制の充実のための組織的取組状況

研究活動を設備面から支援するため、教育研究用設備の維持管理、更新及び新規取得のための経費として、教育研究設備経費の予算枠を設けて公募を行い、専門委員会における審査を経て、13件（申請14件）、7,839千円の配分を行った。

科学研究費補助金を申請したが採択されなかった者に対して、継続して科学研究費補助金の申請を行うための支援策として、大学教員（37人）及び附属学校教員（11人）に対し研究費の追加配分を行った。

(4) 社会連携・地域貢献、国際交流等の推進

① 大学等と社会の相互発展を目指し、大学等の特性を活かした社会との連携、地域活性化・地域貢献や地域医療等、社会への貢献のための組織的取組状況

教員免許状更新講習の実施に向けて、文部科学省の免許状更新講習プログラム開発委託事業「試行講習」、免許状更新講習「予備講習」を上越、長岡及び佐渡地区で実施し、延べ708人が受講した。

② 産学官連携、知的財産戦略のための体制の整備・推進状況

産官学連携による学校評価支援のための研究プロジェクト「バードアイシステムの構築による学校評価支援に関する研究」において、本学附属学校を含む上越市内の小・中学校（17校）を対象に試行評価を実施した。

また、同システムの平成21年度からの事業化に向けて、本学、上越市教育委員会及び民間企業との間で包括的な協定を締結することとした。

③ 国際交流、国際貢献の推進のための組織的取組状況

平成18年度にアジア教師教育に関する研究交流の推進などを目的として発足した5カ国13大学で組織する「アジア教育コンソーシアム（ATEC）」による第3回ATEC国際シンポジウム（会場：中国・湖南師範大学）に参加し、各大学の取組の報告及び意見交換を行った。

また、9月入学の導入に向けた諸施策の検討及び修学上の課題等について、協定校等12カ国23大学への訪問調査を実施した。

④ 附属学校の機能の充実についての状況

附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校において、大学教員、公立学校教諭等を研究協力者として研究協議会を開催するとともに、研究紀要やホームページ等を通じて、教育実践の成果を社会に発信した。

（幼稚園）

- ・ 幼児の仲間とかかわる力を身に付けていく3カ年の育ちに着目し、連続した個の育ちについての研究

（小学校）

- ・ 「関係力」の発揮という観点から教育活動を常に見直し、改善することで、自主性、社会性、創造性豊かで心身ともに健全な子どもの育成
- ・ 学年の発達段階を踏まえ、教師の個性を生かした学級ごとの年間指導計画の作成

（中学校）

- ・ 積極的な体験活動の実施のため、各学年ごとに宿泊を伴った体験学習の実施
- ・ 「社会に広がる学びの創造」をテーマに、各教科の研究理論や研究授業の構想について、大学教員、公立学校教諭等と協力して一年間の授業を展開

○ 地域における指導的あるいはモデル的学校となるような、教育課題の研究開発の成果公表等への取組状況

各附属学校において大学教員、公立学校教諭等を研究協力者とした教育実践に関する研究協議会を開催し、参加者との意見交流を行うとともに、研究成果をホームページや教育図書により公表した。

大学との連携による学内研究プロジェクトにおいては、教育現場が抱える諸課題について、実践的立場から研究を行い、これらの成果をホームページで公表した。

(2) 大学・学部との連携

○ 大学・学部の間における附属学校の運営等に関する協議機関等の設置状況

附属学校の管理運営の基本方針及び大学と附属学校の連携等に関する事項について調査検討することを目的とする「上越教育大学附属学校運営委員会」を設置している。

- ・ 構成員：担当副学長、専攻長、附属学校長、附属学校副校長、事務局長等
- ・ 開催状況：3回開催（8月、12月、3月）
- ・ 審議内容：

第二期中期目標・中期計画原案の作成

平成20年度計画に係る実施計画の策定

平成20事業年度の業務実績に関する自己点検評価の実施

平成21年度計画の策定

休業日の変更に伴う附属中学校校則の一部改正

附属学校の特別支援教育体制

○ 大学・学部の教員が一定期間附属学校で授業を担当したり、行事に参加したりするようなシステムの構築状況

附属中学校において、生徒の知的好奇心や進路意識を高めることをねらいとして、夏季休業中に、大学の専門研究に触れる機会である「附属中学校わくわく大学ウィーク」特別授業を大学教員が担当している。当該取組は、平成14年度からの実施事業で、平成20年度には8つの特別授業を開講し、延べ222人の生徒が受講した。

○ 附属学校について

(1) 学校教育について

○ 実験的、先導的な教育課題への取組状況

これからの時代にふさわしい幼稚園教育及び小・中学校教育のあり方を、理論と実践の両側面からとらえるため、各附属学校の設置目的を踏まえ、主に次の教育実践に取り組んだ。

○ 授業等への活用状況

附属学校教員を教員養成実地指導講師として活用し、各教科指導法関連科目や教育実習関連科目等において、附属学校と連携した授業運営を行った。

① 大学・学部における研究への協力について**○ 大学・学部の教育に関する研究に組織的に協力する体制の確立及び協力の実践状況****<研究会における共同研究>**

各附属学校の研究や研究会の実施に当たっては、大学教員を研究協力者や指導者として活用し、28件の共同研究を実施した。

<学内研究プロジェクト等における共同研究>

学内研究プロジェクトのテーマの一つに「附属学校及び地域の学校との連携による臨床的研究」を設定するなど、附属学校が研究に協力する体制を確立しており、研究プロジェクト16件、学校教育実践研究センターの研究プロジェクト3件の共同研究を実施した。

② 教育実習について**○ 大学・学部の教育実習計画における、附属学校の活用状況**

本学では、教育実習を重視しているため、1年次から4年次まで段階的・発展的に履修できるようにするとともに、全履修単位中の割合を高く設定している。

その実施に当たっては、附属学校及び近隣の教育実習協力校を活用しており、平成20年度は4割強（実施学生890人中367人）の学生が附属学校において教育実習を実施した。

○ 大学・学部の教育実習の実施協力を行うための適切な組織体制の整備状況

学部及び大学院の教育実習を円滑に実施することを目的に、各附属学校副校長も構成員とした「上越教育大学教育実習委員会」を設置している。

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 9億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	1 短期借入金の限度額 9億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	該当なし

Ⅴ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
・重要な財産を譲渡する計画 山屋敷地区の土地の一部（新潟県上越市山屋敷町1番地、130㎡）を譲渡する。	計画の予定なし	該当なし

Ⅵ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	教育研究環境整備積立金から333百万円を取崩し、教室等活用施設の環境整備及び設備の整備並びに教育研究基盤設備の更新・整備等に係る経費に充てた。

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
・小規模改修 ・災害復旧工事	総額 151	施設整備費補助金 (151)	・小規模改修	総額 25	国立大学財務・経営 センター施設費交付金 (25)		総額 93	施設整備費補助金 (68) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営 センター施設費補助金 (25)
<p>(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。</p>			<p>(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

○ 計画の実施状況等

【人文棟等エレベータ改修】

平成20年度補助事業額 (68百万円) により、次の改修工事を行った。

- ・人文棟エレベータ改修工事
- ・附属図書館等便所改修工事

【小規模改修】

年度計画に基づき実施したもの (25百万円)

老朽化や機能劣化に伴う施設整備の更新及び改善整備を計画し、次の改修を行った。

- ・特別支援教育実践研究センター及び生活排水処理施設屋上防水改修工事
- ・実験棟及び学生会館給水設備他改修工事
- ・附属小学校校舎2棟屋上防水他改修
- ・附属小学校プールフェンス改修

Ⅶ その他	2 人事に関する計画
--------------	-------------------

中期計画	年度計画	実績
<ul style="list-style-type: none"> 大学の理念・目的を最適に実現するため、できるだけ弾力的な教員組織を作るとともに、教員人事においては大学全体で行う。 柔軟で多様な人事制度を構築するとともに教員の流動性を向上させるため、現職教員や指導主事等を一定の任期を付して教員に採用する制度を構築し、都道府県教育委員会等と協議を行う。 事務系職員の志気向上を図りながら、民間からの採用を含め、法人経営に関する能力がある者の採用や、アウトソーシング、教育委員会との人事交流等を進める。 <p>また、大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内外での研修を充実する。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 18,116百万円 (退職手当は除く)</p>	<p>① 学生への教育・研究指導及び研究等の機能や目的に応じて、弾力的に対応できる教員組織に移行するとともに、様々な任用形態の教員を配置する。</p> <p>② 大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内での研修を企画・実施し、併せて、民間で実施している研修にも積極的に参加させる。</p> <p>(参考1) 平成20年度の常勤職員数 295人 また、任期付き職員数の見込みを6人とする。</p> <p>(参考2) 平成20年度の人件費総額見込み 2,826百万円 (退職手当は除く)</p>	<p>①については、「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P6、【3-1】参照</p> <p>②については、「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P10、【12】参照</p>

○ 別表1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a) (人)	(b) (人)	(b)/(a) × 100 (%)
学校教育学部 初等教育教員養成課程	640	684	106.9
学士課程 計	640	684	106.9
学校教育研究科			
学校教育専攻	240	289	120.4
幼児教育専攻 (※)	10	7	70.0
特別支援教育専攻 (※)	30	38	126.7
教科・領域教育専攻	270	284	105.2
修士課程 計	550	618	112.4
学校教育研究科			
教育実践高度化専攻	50	32	64.0
専門職学位課程 計	50	32	64.0
附属幼稚園	90	64	71.1
附属小学校	480	444	92.5
附属中学校	360	358	99.4

※ 幼児教育専攻及び特別支援教育専攻は、平成19年度で廃止

○ 計画の実施状況等

大学院学校教育研究科については、専門職学位課程を新たに設置するとともに、修士課程の専攻・コースの見直しを図り、幼児教育専攻及び特別支援教育専攻を廃止し、新たに学校教育専攻の幼児教育コース及び特別支援教育コースとした。

平成20年度の学生募集に当たっては、これまでと同様に、説明会の実施や私立大学訪問等により積極的な広報に努めた。

また、専門職学位課程については、教育委員会への直接説明や公開モデル授業の実施、各教育専門誌等への広告掲載などの広報活動を行ったが、12月の募集要項公表時には、現職派遣教員が修士課程の入学試験で既に合格しており、その中から教職大学院へ希望変更する者が結果的に少なかったこと、現職教員以外の大学院進学希望者についてはその多くが進路を決定済みであったこと、本学教職大学院の特色、期待される成果、既存修士課程との違い等についての説明・広報が十分ではなかったことなどにより欠員が生じることとなってしまった。そのため、平成21年度学生募集にあたっては、都道府県教育委員会への訪問・招聘による説明、大学院説明会の充実、教職大学院案内（広報用冊子）の充実及び配布等、広報活動のさらなる充実を努めた結果、入学定員50人に対して51人が入学し、入学定員を満たすことができた。

附属学校では、平成18年度から3校合同パンフレット及び新聞折込チラシの作成・配布を行い、更に平成19年度から地元の新聞社及びテレビ局への広告及びCM放送を実施し、入学者の確保に努めている。

附属幼稚園においては、少子化の影響で収容定員を下回っており、特に4歳児・5歳児クラスの欠員割合が大きくなっている。これは、3歳児からの就園数の増加が影響していることも考えられる。このため、平成17年度入園児募集から1年保育も認めるなど、出願資格を緩和した。また、平成18年度入園児募集からは、園見学の随時受入れや年5回の園開放デーを実施するとともに、未就園児保護者や本学大学院合格者等に向けて積極的な広報に努めた。さらに、入園選考について、平成16年度から年度途中での入園希望者については随時選考を実施しており、平成20年度には5人が途中入園している。